

平成30年 第2回 飯塚市議会定例会 議案

議案番号	件 名	摘要	ページ
5 6	平成30年度 飯塚市一般会計補正予算(第1号)		
5 7	飯塚市税条例等の一部を改正する条例		3
5 8	飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例		3 4
5 9	飯塚市消費生活センター条例の一部を改正する条例		3 7
6 0	福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更		3 9
6 1	市道路線の認定		4 1
6 2	専決処分の承認(平成30年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1号))		5 0
6 3	専決処分の承認(飯塚市税条例の一部を改正する条例)		5 1
6 4	専決処分の承認(飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)		7 2
6 5	専決処分の承認(飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例)		7 5
6 6	専決処分の承認(飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例)		7 8
6 7	公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること		
報告 第5号	専決処分の報告(カーブミラー転倒事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)		8 1
報告 第6号	専決処分の報告(市営住宅の管理上必要な訴えの提起)		8 3
報告 第7号	専決処分の報告(市営住宅の管理上必要な和解の申立て)		8 4

飯塚市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年6月15日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

平成30年3月31日に、地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)、地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成30年政令第125号)、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成30年政令第126号)、地方税法施行令の一部を改正する政令(平成30年政令第127号)、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)及び地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号)がそれぞれ公布され、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市税条例等の一部を改正する条例

(飯塚市税条例の一部改正)

第1条 飯塚市税条例(平成18年飯塚市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第3項中「この節」の次に「(第48条第10項から第12項までを除く。)」を加える。

第24条第1項第2号中「125万円」を「135万円」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

第34条の2中「所得割の納税義務者については」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については」に改める。

第34条の6中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第1号ア及び第2号ア中「においては」を「には」に改める。

第36条の2第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「(所得税法第2条第1項第

33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加える。

第48条第1項中「による申告書」の次に「(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を經由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

(製造たばこの区分)

第92条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第93条の次に次の1条を加える。

(製造たばことみなす場合)

第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定

する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第94条第1項中「第92条第1項」を「第92条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「(以下この条及び第98条において「売渡し等」という。)」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第1号ア中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号イ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に、「製造たばこ」を「第4項の製造たばこ」に改め、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄に掲げる」を「第92条に掲げる」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第94条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの

本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

- (1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法
- (2) 加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。)の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法
- (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本のコストに相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法
 - ア 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)
 - イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第94条に次の4項を加える。

- 7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本のコストに相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数

を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第95条中「5,262円」を「5,692円」に改める。

第96条第3項中「第92条」を「第92条の2」に改める。

第98条第1項中「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

附則第5条第1項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

附則第10条の2中第26項を第27項とし、第25項の次に次の1項を加える。

26 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。

附則第17条の2第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

第2条 飯塚市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

附則第10条の2第24項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第25項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第26項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

第3条 飯塚市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第95条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 飯塚市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法(昭和59年法律第72号)第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「(昭和59年法律第72号)」を削る。

第95条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

第5条 飯塚市税条例の一部を次のように改正する。

第93条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第94条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を削り、同項第2号を

同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第4項中「又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第9項を削り、同条第10項を同条第9項とする。

(飯塚市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 飯塚市税条例の一部を改正する条例(平成27年飯塚市条例第30号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項中「新条例」を「市税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第92条第1項」を「市税条例第92条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中飯塚市税条例第24条第2項の改正規定(「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。)及び同条例第36条の2第1項の改正規定並びに同条例附則第17条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日
- (2) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定 平成31年4月1日
- (3) 第2条中飯塚市税条例第94条第3項の改正規定 平成31年10月1日
- (4) 第1条中飯塚市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日
- (5) 第3条並びに附則第6条及び第7条の規定 平成32年10月1日
- (6) 第1条中飯塚市税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定(第1号に掲げる改正規定を除く。)並びに同条例第34条の2及び第34条の6の改正規定並びに同条例附則第5条の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日
- (7) 第4条並びに附則第8条及び第9条の規定 平成33年10月1日
- (8) 第5条の規定 平成34年10月1日

(9) 第1条のうち飯塚市税条例附則第10条の2中第26項を第27項とし、第25項の次に1項を加える改正規定 生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の飯塚市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第6号に掲げる規定による改正後の飯塚市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の飯塚市税条例(附則第4条において「新条例」という。)第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第12項までの規定は、前条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第4条 平成30年10月1日前に地方税法(昭和25年法律第226号)第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第7条第1項及び第9条第1項において「売渡し等」という。))が行われた製造たばこ(飯塚市税条例等の一部を改正する条例(平成27年飯塚市条例第30号)附則第5条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。))を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第92条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。))又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号。附則第7条第1項及び第9条第1項において「所得税法等改正法」という。))附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である

場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	飯塚市税条例等の一部を改正する条例(平成30年飯塚市条例第号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。)附則第4条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第4条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第4条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平

	式	成30年総務省令第24号)別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第4条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第4条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第4条第3項

5 新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)

第5条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。

(市たばこ税に関する経過措置)

第6条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第7条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内

に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号。附則第9条第2項において「平成30年改正規則」という。)別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の飯塚市税条例(以下この項及び次項において「32年新条例」という。)第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	飯塚市税条例等の一部を改正する条例(平成30年飯塚市条例第号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。)附則第7条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第7条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第7条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様	地方税法施行規則の一

	式又は第34号の2の様式	部を改正する省令(平成30年総務省令第25号)別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第7条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第7条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第7条第3項

5 32年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(市たばこ税に関する経過措置)

第8条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第7号に掲げる規定の施行の前日に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第9条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この

場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の飯塚市税条例(以下この項及び次項において「33年新条例」という。)第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	飯塚市税条例等の一部を改正する条例(平成30年飯塚市条例第号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。)附則第9条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第9条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号)別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則

		第9条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則 第9条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則 第9条第3項

- 5 33年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

飯塚市税条例等 資料(新旧対照表)

新	旧
<p>○飯塚市税条例（第1条関係） （市民税の納税義務者等）</p> <p>第23条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額により、第2号及び第4号の者に対しては均等割額により、第5号の者に対しては法人税割額により課する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、<u>法人とみなして、この節(第48条第10項から第12項までを除く。)</u>の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。 (個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が<u>135万円</u>を超える場合を除く。)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が31万5,000円にその者の<u>同一年計配偶者</u>及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が<u>同一年計配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に18万9,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(所得控除)</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、<u>前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者</u>については、同条第2項、第7</p>	<p>○飯塚市税条例（第1条関係） （市民税の納税義務者等）</p> <p>第23条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によつて、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によつて、第2号及び第4号の者に対しては均等割額によつて、第5号の者に対しては法人税割額によつて課する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、<u>法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</u></p> <p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が<u>125万円</u>を超える場合を除く。)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が31万5,000円にその者の<u>控除対象配偶者</u>及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が<u>控除対象配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に18万9,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(所得控除)</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、<u>所得割の納税義務者</u>については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそ</p>

項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(調整控除)

第34条の6 前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、その者の第34条の3の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

(1) 当該納税義務者の第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下この条において「合計課税所得金額」という。)が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ (略)

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額(当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。)の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ (略)

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。))若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。))

れぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(調整控除)

第34条の6 所得割の納税義務者については、その者の第34条の3の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

(1) 当該納税義務者の第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下この条において「合計課税所得金額」という。)が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ (略)

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額(当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。)の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ (略)

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。))に係る部分を除く。)及び第2項の規定によって控除すべき金額(以下この条において

に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りではない。

2～8 (略)

(法人の市民税の申告納付)

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2～9 (略)

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

(製造たばこの区分)

第92条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りではない。

2～8 (略)

(法人の市民税の申告納付)

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2～9 (略)

- エ 刻みたばこ
 - オ 加熱式たばこ
 - (2) かみ用の製造たばこ
 - (3) かぎ用の製造たばこ
- (市たばこ税の納税義務者等)

第92条の2 (略)

(製造たばことみなす場合)

第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

(たばこ税の課税標準)

第94条 たばこ税の課税標準は、第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(以下この条及び第98条において「売渡し等」という。)に係る製造たばこの本数とする。

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。

区分	重量
1 喫煙用の製造たばこ ア 葉巻たばこ イ パイプたばこ ウ (略)	(略)
(略)	(略)

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲

(市たばこ税の納税義務者等)

第92条 (略)

(たばこ税の課税標準)

第94条 たばこ税の課税標準は、第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの本数とする。

2 前項の製造たばこの本数は、喫煙用の紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める重量をもって喫煙用の紙巻たばこの1本に換算するものとする。この場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状による。

区分	重量
1 喫煙用の製造たばこ ア パイプたばこ イ 葉巻たばこ ウ (略)	(略)
(略)	(略)

げの方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。)の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6 前2項の計算に関し、第4項の製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

3 前項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を本数に換算する場合の計算は、第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同欄に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を喫煙用の紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

4 前項の計算に関し、製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

(たばこ税の税率)

第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき5,692円とする。

(たばこ税の課税免除)

第96条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第92条の2の規定を適用する。

(たばこ税の申告納付の手續)

第98条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 (略)

(たばこ税の税率)

第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき5,262円とする。

(たばこ税の課税免除)

第96条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第92条の規定を適用する。

(たばこ税の申告納付の手續)

第98条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 (略)

<p>附 則 (個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p> <p>2・3 (略) (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略) 2～25 (略)</p> <p><u>26 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。</u></p> <p><u>27 (略)</u> (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 (略) 2 (略)</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、<u>第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</u></p>	<p>附 則 (個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p> <p>2・3 (略) (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略) 2～25 (略)</p> <p><u>26 (略)</u> (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 (略) 2 (略)</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、<u>第37条の9の4又は第37条の9の5の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</u></p>
<p>○飯塚市税条例(第2条関係) (たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 (略) 2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 (1)～(3) (略)</p> <p>4～10 (略) 附 則</p>	<p>○飯塚市税条例(第2条関係) (たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 (略) 2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 (1)～(3) (略)</p> <p>4～10 (略) 附 則</p>

<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2～23 (略)</p> <p>24 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>25 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>26 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。</p> <p>27 (略)</p>	<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2～23 (略)</p> <p>24 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>25 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>26 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。</p> <p>27 (略)</p>
<p>○飯塚市税条例 (第3条関係)</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法 ア・イ (略)</p> <p>4～10 (略)</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>6,122円</u>とする。</p>	<p>○飯塚市税条例 (第3条関係)</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法 ア・イ (略)</p> <p>4～10 (略)</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>5,692円</u>とする。</p>
<p>○飯塚市税条例 (第4条関係)</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこ</p>	<p>○飯塚市税条例 (第4条関係)</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこ</p>

<p>の本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(たばこ税法(昭和59年法律第72号)第11条第1項に規定するたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額</p> <p>4～10 (略)</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>6,552円</u>とする。</p>	<p>の本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額</p> <p>4～10 (略)</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>6,122円</u>とする。</p>
<p>○飯塚市税条例(第5条関係)</p> <p>(製造たばことみなす場合)</p> <p>第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しが行われたもの及び輸入されたものに限る。以下この条において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、次に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p>	<p>○飯塚市税条例(第5条関係)</p> <p>(製造たばことみなす場合)</p> <p>第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しが行われたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこ</p>

<p>(1)・(2) (略)</p> <p>4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5 第3項第1号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第2号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>9 (略)</p>	<p><u>の本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</u></p> <p><u>(1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)</u>の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻きたばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>10 (略)</p>
<p>○飯塚市税条例の一部を改正する条例(第6条関係) 附 則 (市たばこ税に関する経過措置) 第5条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、<u>市税条例第95条の規定にかかわらず</u>、当該各号に定める税率</p>	<p>○飯塚市税条例の一部を改正する条例(第6条関係) 附 則 (市たばこ税に関する経過措置) 第5条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、<u>新条例第95条の規定にかかわらず</u>、当該各号に定める税率と</p>

とする。

(1)・(2) (略)

(3) 平成30年4月1日から平成31年9月30日まで 1,000本につき4,000円

3 (略)

4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。)が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(市税条例第92条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

5～12 (略)

13 平成31年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

する。

(1)・(2) (略)

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円

3 (略)

4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。)が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第92条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

5～12 (略)

13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年10月31日
第6項	平成28年9月30日	平成32年3月31日
(略)	(略)	(略)

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
(略)	(略)	(略)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中飯塚市税条例第24条第2項の改正規定(「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。)及び同条例第36条の2第1項の改正規定並びに同条例附則第17条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日
- (2) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定 平成31年4月1日
- (3) 第2条中飯塚市税条例第94条第3項の改正規定 平成31年10月1日
- (4) 第1条中飯塚市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日
- (5) 第3条並びに附則第6条及び第7条の規定 平成32年10月1日
- (6) 第1条中飯塚市税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定(第1号に掲げる改正規定を除く。)並びに同条例第34条の2及び第34条の6の改正規定並びに同条例附則第5条の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日
- (7) 第4条並びに附則第8条及び第9条の規定 平成33年10月1日
- (8) 第5条の規定 平成34年10月1日
- (9) 第1条のうち飯塚市税条例附則第10条の2中第26項を第27項とし、第25項の次に1項を加える改正規定 生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の飯塚市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第6号に掲げる規定による改正後の飯塚市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成

32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 3 第1条の規定による改正後の飯塚市税条例(附則第4条において「新条例」という。)第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第12項までの規定は、前条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

- 第3条 別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

- 第4条 平成30年10月1日前に地方税法(昭和25年法律第226号)第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第7条第1項及び第9条第1項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこ(飯塚市税条例等の一部を改正する条例(平成27年飯塚市条例第30号)附則第5条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第92条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号。附則第7条第1項及び第9条第1項において「所得税法等改正法」という。)附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」とい

う。)第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	飯塚市税条例等の一部を改正する条例(平成30年飯塚市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。)附則第4条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第4条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第4条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第4条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第4条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第4条第3項

- 5 新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本

数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)

第5条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。

(市たばこ税に関する経過措置)

第6条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第7条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号。附則第9条第2項において「平成30年改正規則」という。)別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の飯塚市税条例(以下この項及び次項において「32年新条例」という。)第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	飯塚市税条例等の一部を改正する条例(平成30年飯塚
------	-----------------	---------------------------

		市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。)附則第7条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第7条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第7条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号)別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第7条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第7条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第7条第3項

- 5 32年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(市たばこ税に関する経過措置)

第8条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第9条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の飯塚市税条例(以下この項及び次項において「33年新条例」という。)第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	飯塚市税条例等の一部を改正する条例(平成30年飯塚市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。)附則第9条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書	平成30年改正条例附則第9条第3項の納期限

	でその提出期限	
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号)別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項

- 5 33年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年6月15日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

介護保険法(平成9年法律第123号)及び介護保険法施行令(平成10年政令第412号)の一部改正に伴い、合計所得金額の算定方法及び質問検査権の対象拡大に伴う罰則規定の整備等を行うため、本案を提出するものである。

飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例

第1条 飯塚市介護保険条例(平成18年飯塚市条例第150号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第6号ア中「「合計所得金額」という。)」の次に「(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)」を加える。

第2条 飯塚市介護保険条例の一部を次のように改正する。

第18条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

第3条 飯塚市介護保険条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項第6号ア中「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、平成30年8月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の飯塚市介護保険条例の規定は、平成30年4月1日から適用する。

飯塚市介護保険条例 資料(新旧対照表)

新	旧
<p>○飯塚市介護保険条例(第1条関係) (保険料率)</p> <p>第3条 平成30年度から3年間の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 95,040円</p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(<u>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)</u>が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p> <p>(7)～(17) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>○飯塚市介護保険条例(第1条関係) (保険料率)</p> <p>第3条 平成30年度から3年間の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 95,040円</p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p> <p>(7)～(17) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>○飯塚市介護保険条例(第2条関係)</p> <p>第18条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。</p>	<p>○飯塚市介護保険条例(第2条関係)</p> <p>第18条 被保険者、<u>第1号被保険者</u>の配偶者若しくは<u>第1号被保険者</u>の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。</p>
<p>○飯塚市介護保険条例(第3条関係) (保険料率)</p> <p>第3条 平成30年度から3年間の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 95,040円</p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して</p>	<p>○飯塚市介護保険条例(第3条関係) (保険料率)</p> <p>第3条 平成30年度から3年間の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 95,040円</p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して</p>

<p>て得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p> <p>(7)～(17) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p> <p>(7)～(17) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>附 則 (施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、平成30年8月1日から施行する。</p> <p>2 第1条の規定による改正後の飯塚市介護保険条例の規定は、平成30年4月1日から適用する。</p>	

飯塚市消費生活センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年6月15日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

飯塚市市民交流プラザ内に飯塚市消費生活センターを移設するため、本案を提出するものである。

飯塚市消費生活センター条例の一部を改正する条例

飯塚市消費生活センター条例(平成28年飯塚市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「飯塚市新飯塚20番30号」を「飯塚市吉原町6番1号」に改める。

附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

飯塚市消費生活センター条例 資料(新旧対照表)

新		旧	
<p>(設置) 第2条 法第10条第2項の機関として消費生活センターを設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p>		<p>(設置) 第2条 法第10条第2項の機関として消費生活センターを設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	
名称	位置	名称	位置
飯塚市消費生活センター	飯塚市吉原町6番1号	飯塚市消費生活センター	飯塚市新飯塚20番30号
<p>附 則 この条例は、平成30年10月1日から施行する。</p>			

福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更

地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定により、福岡県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更する。

平成30年6月15日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

平成30年10月1日から筑紫郡那珂川町が那珂川市となることに伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合規約を変更するため、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものである。

福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

福岡県後期高齢者医療広域連合規約(平成19年3月27日18地第6713号許可)の一部を次のように改正する。

別表第2の6の項中「筑紫郡那珂川町」を「那珂川市」に改める。

附 則

この規約は、平成30年10月1日から施行する。

福岡県後期高齢者医療広域連合規約 資料(新旧対照表)

新			旧		
別表第2(第8条関係)			別表第2(第8条関係)		
区分	市町村	選挙すべき人数	区分	市町村	選挙すべき人数
1～5	(略)	(略)	1～5	(略)	(略)
6	筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 那珂川市	3人	6	筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 筑紫郡那珂川町	3人
7～15	(略)	(略)	7～15	(略)	(略)
<p>附 則 この規約は、平成30年10月1日から施行する。</p>					

市道路線の認定

次のとおり市道路線を認定するものとする。

平成30年6月15日提出

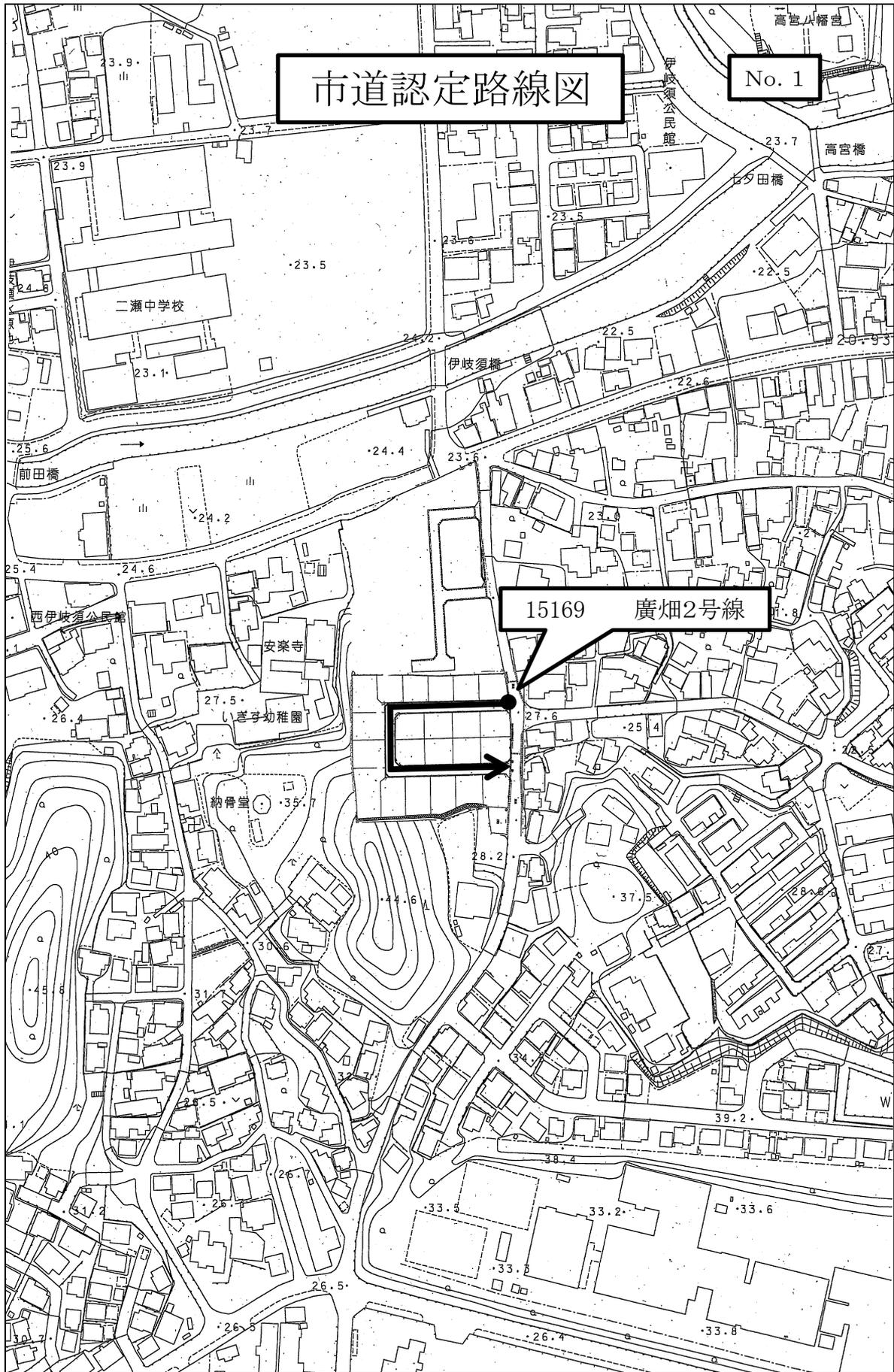
飯塚市長 片 峯 誠

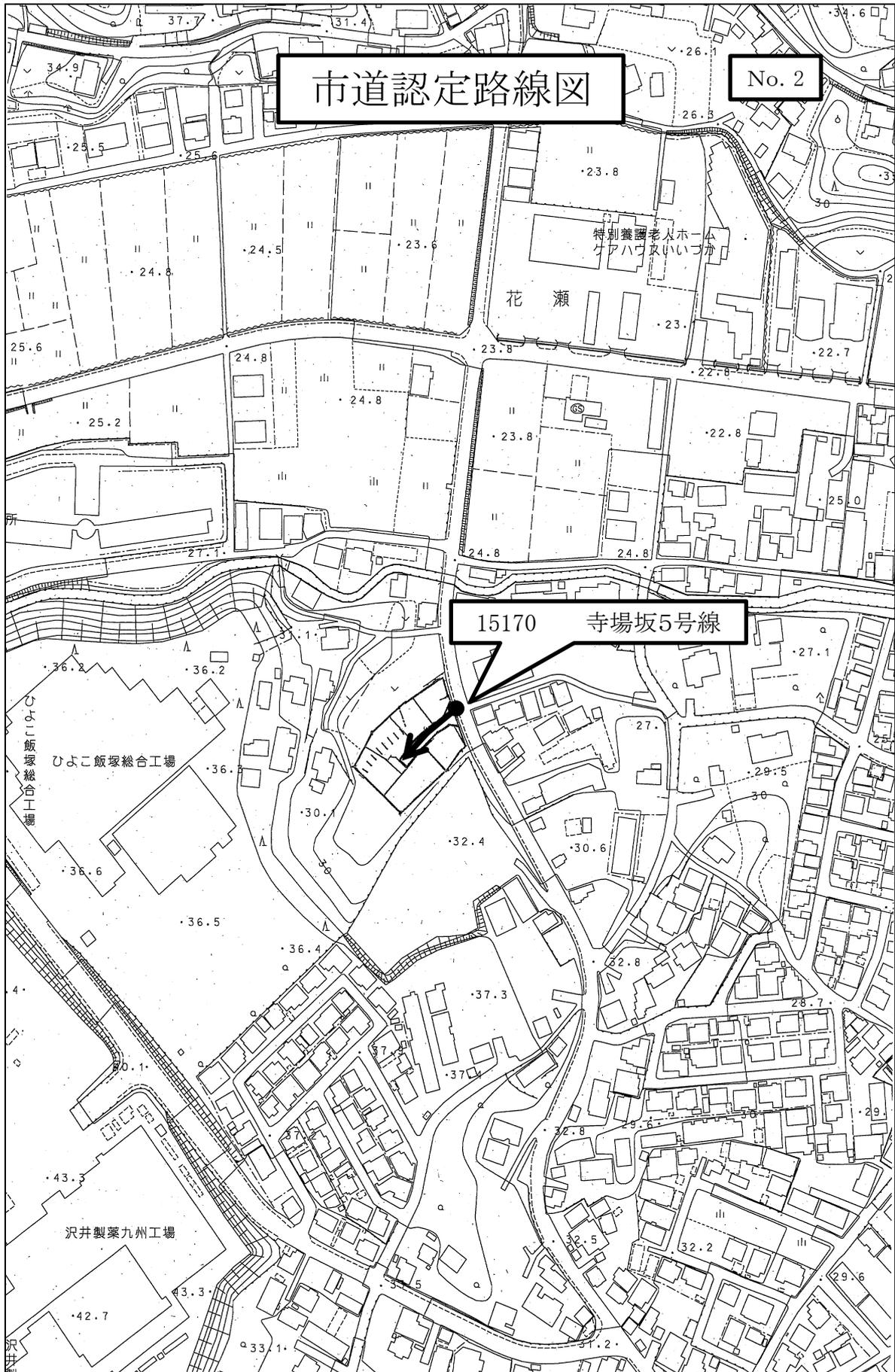
提案理由

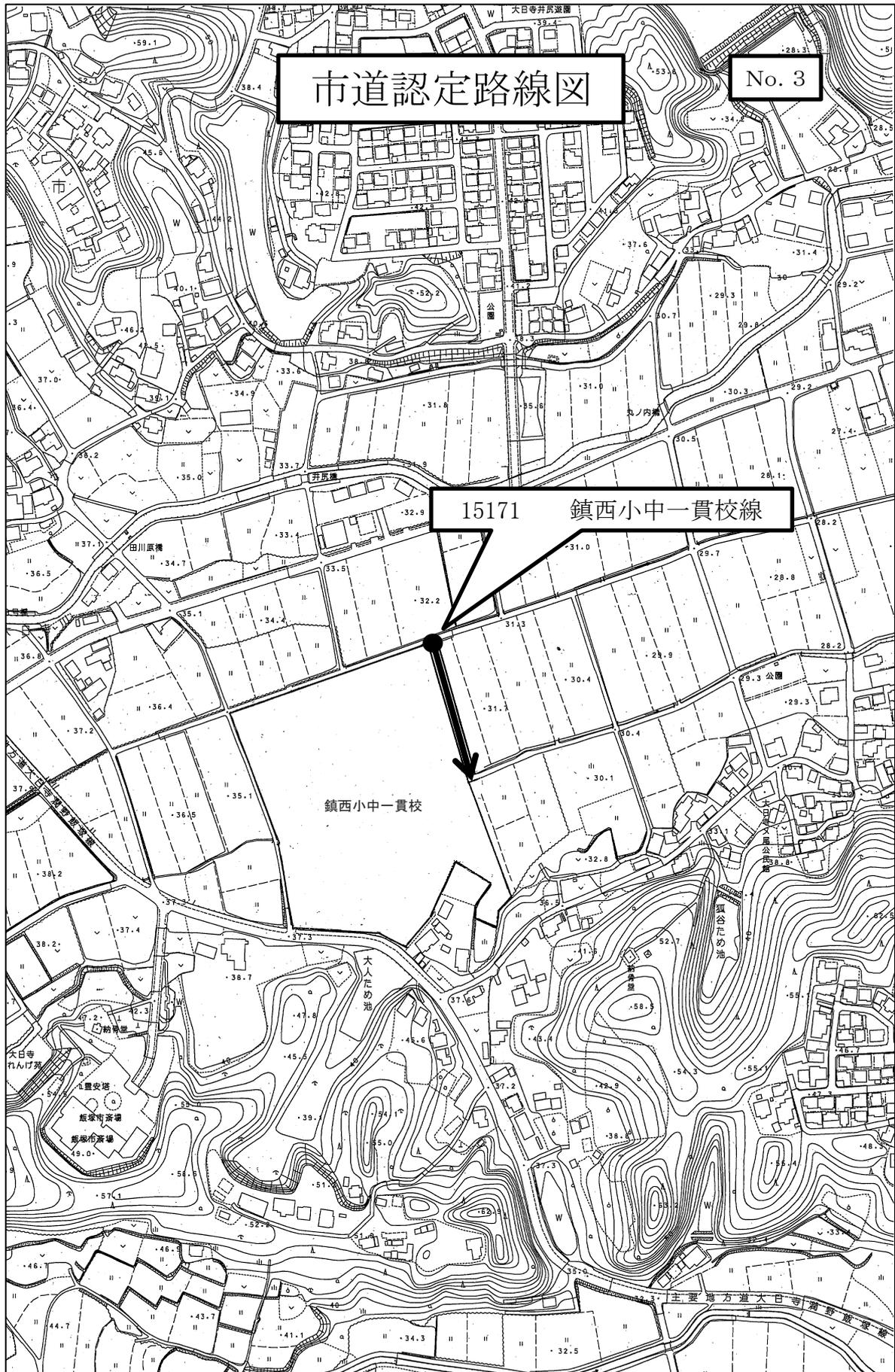
道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するにあたり、同条第2項の規定により議決を求めるものである。

市道認定路線明細

一連 番号	路線 番号	路線名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)	図面 番号
1	15169	廣畑2号線	伊岐須395-4地先	伊岐須390-3地先	6.1	167.6	No.1
2	15170	寺場坂5号線	潤野1315-11地先	潤野1315-9地先	6.1	33.6	No.2
3	15171	鎮西小中一貫校線	大日寺136-2地先	大日寺141-8地先	5.0	118.0	No.3
4	15172	五反田・芋付場2号線	柏の森494-3地先	柏の森494-7地先	6.9	46.3	No.4
5	33541	上草・小柳線	椿63-13地先	椿63-21地先	6.2	69.7	No.5
6	33542	天神ノ脇・日焼線	小正166-3地先	小正167-2地先	6.2	69.9	No.6
7	33543	島ノ町・一丁田線	南尾374-5地先	平恒1001-7地先	4.0	309.0	No.7
8	43431	グレースビュー綱分2号線	綱分667-13地先	綱分667-28地先	7.2	130.0	No.8
9	43432	グレースビュー綱分3号線	綱分667-31地先	綱分667-20地先	6.1	45.0	No.8
				合 計		989.1	





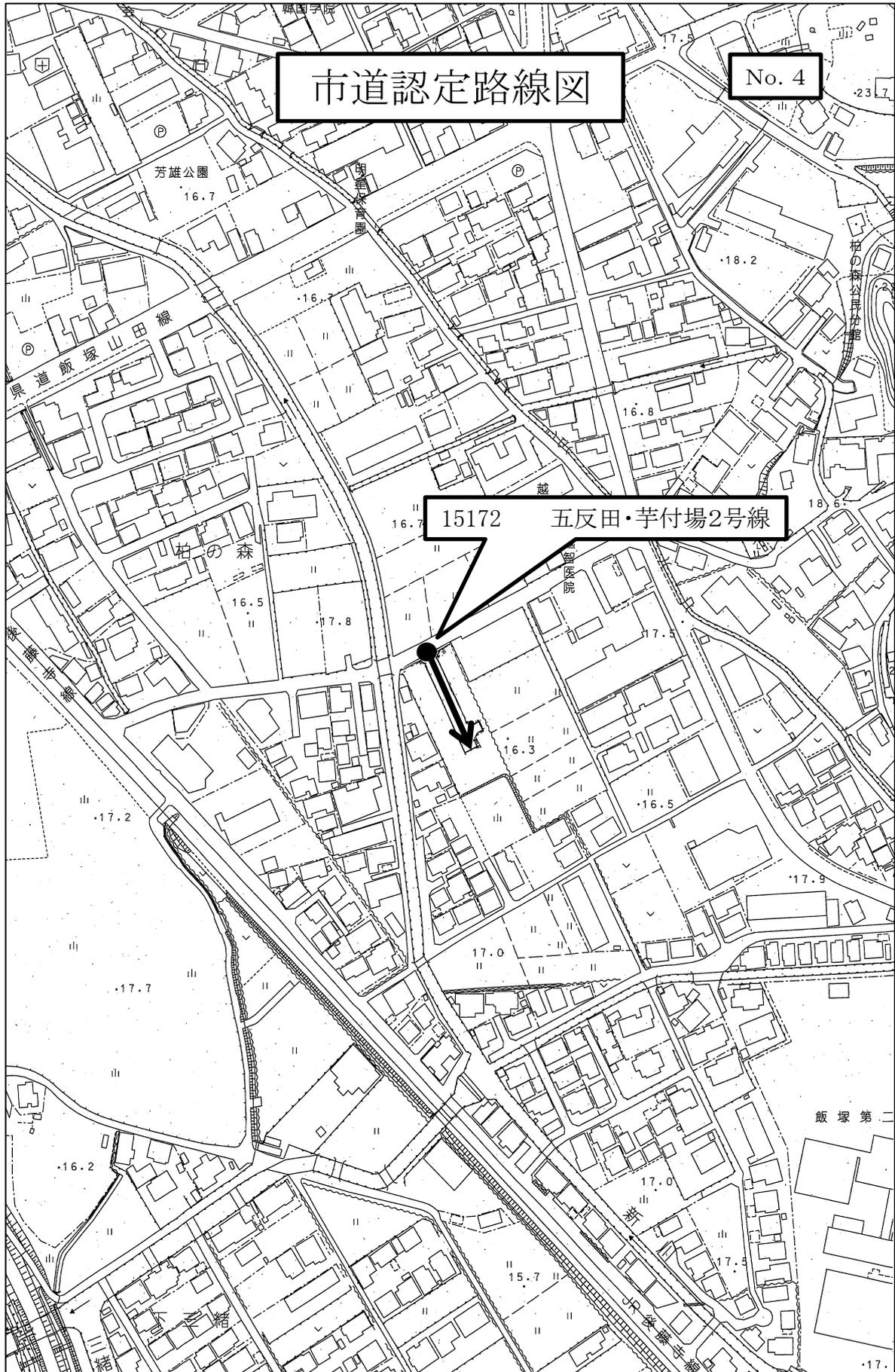


市道認定路線図

No. 3

15171 鎮西小中一貫校線

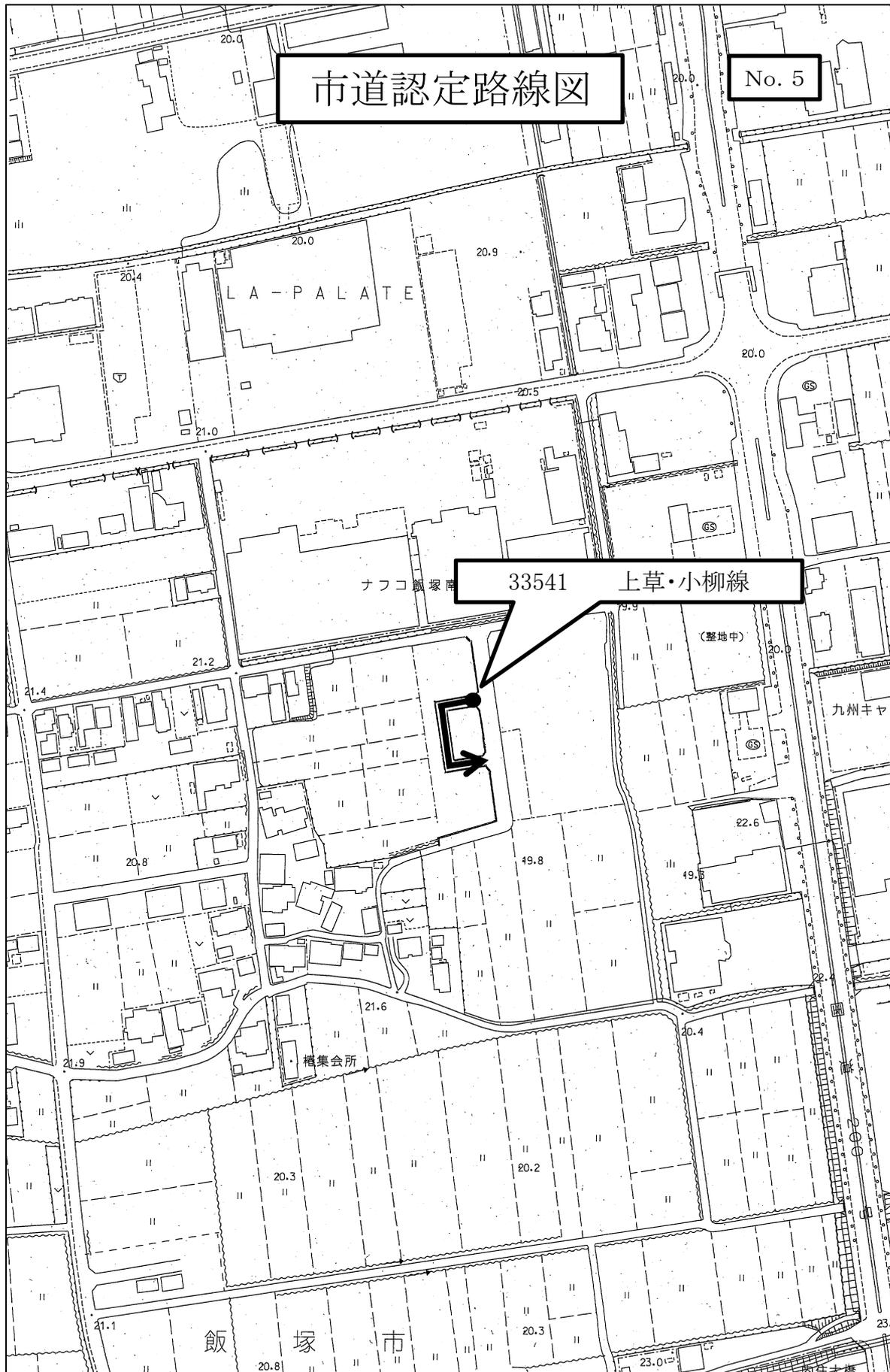
鎮西小中一貫校

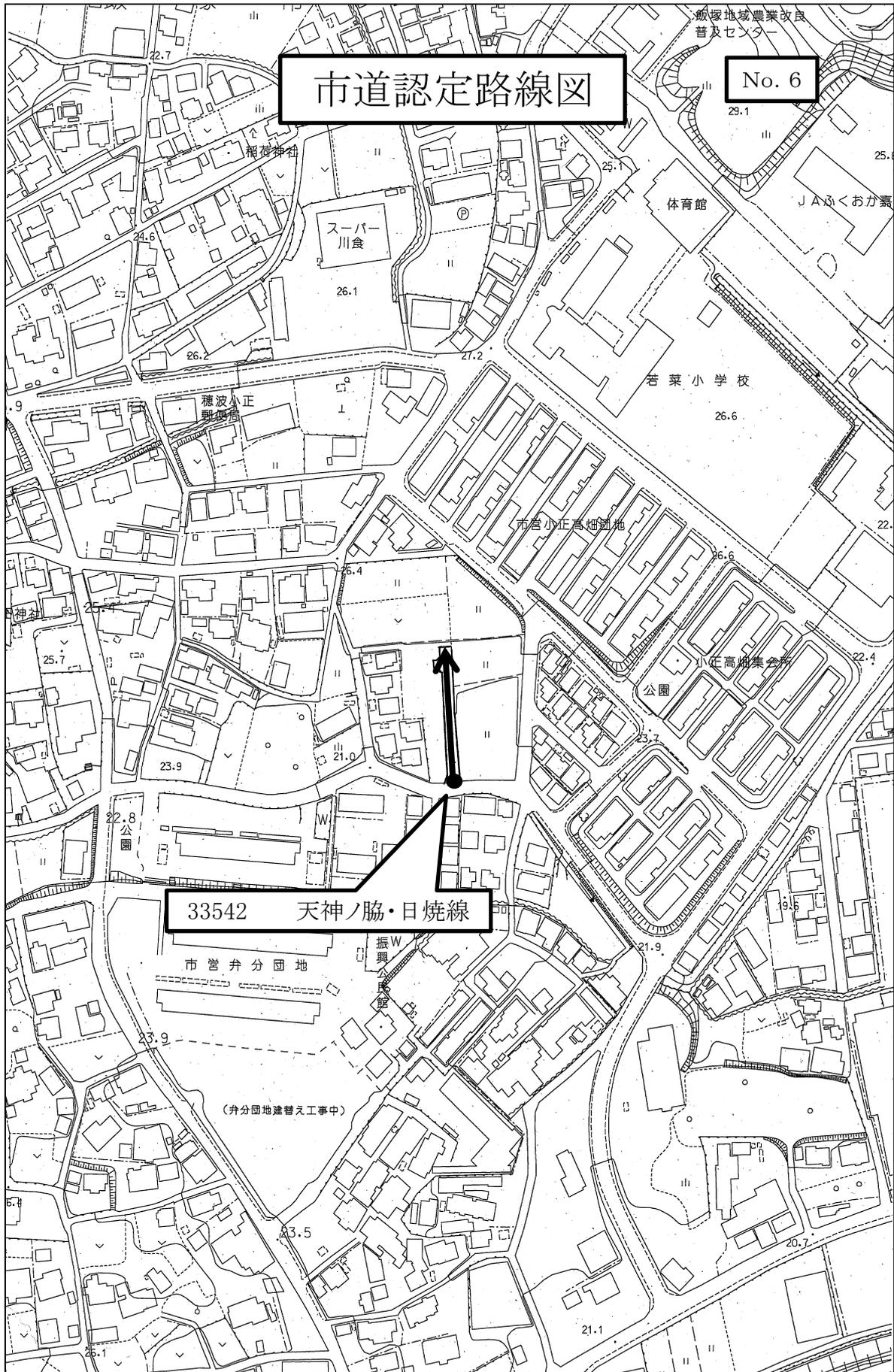


市道認定路線図

No. 4

15172 五反田・芋付場2号線

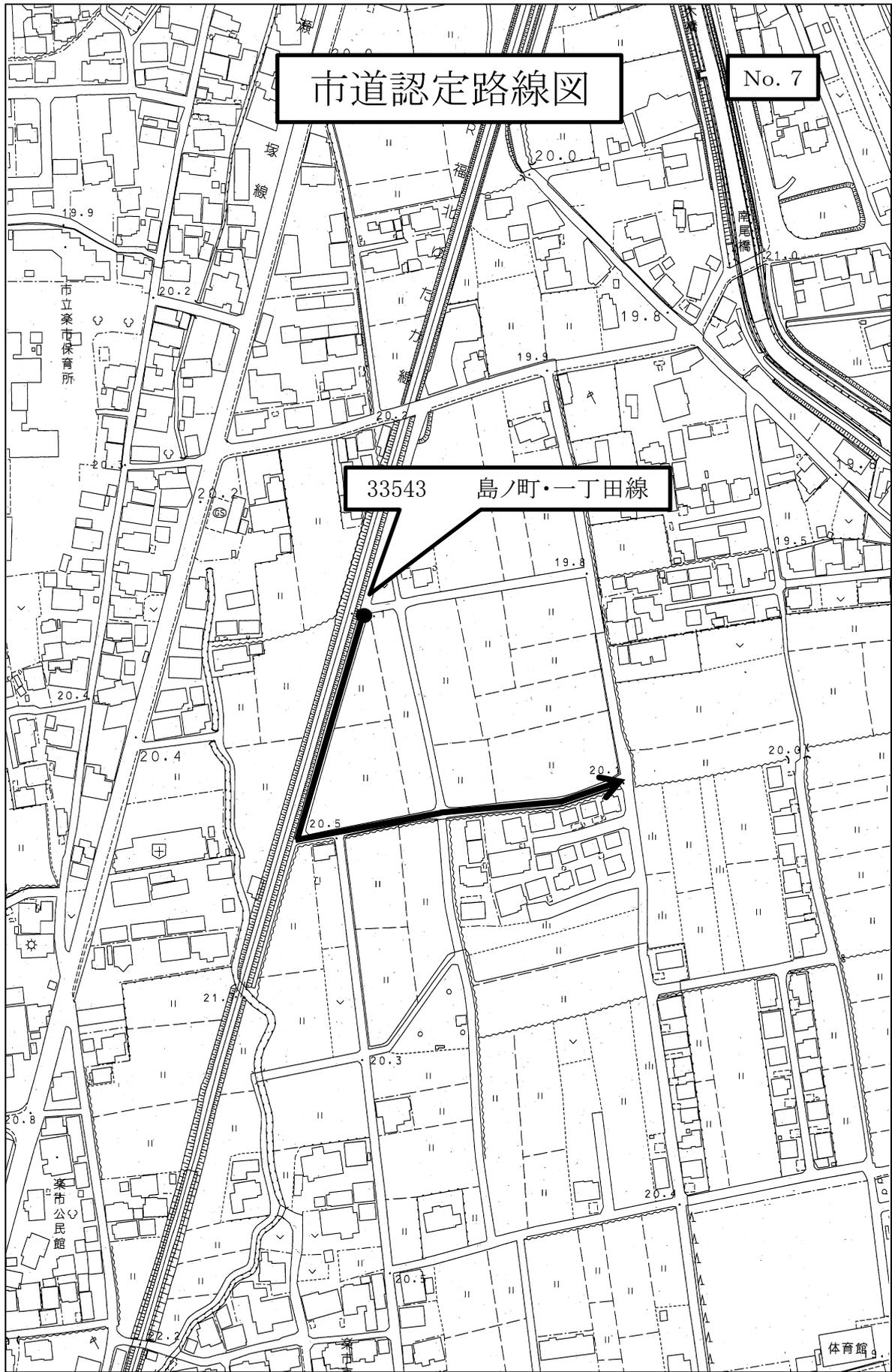




市道認定路線図

No. 6

33542 天神ノ脇・日焼線



市道認定路線図

No. 7

33543 島ノ町・一丁田線

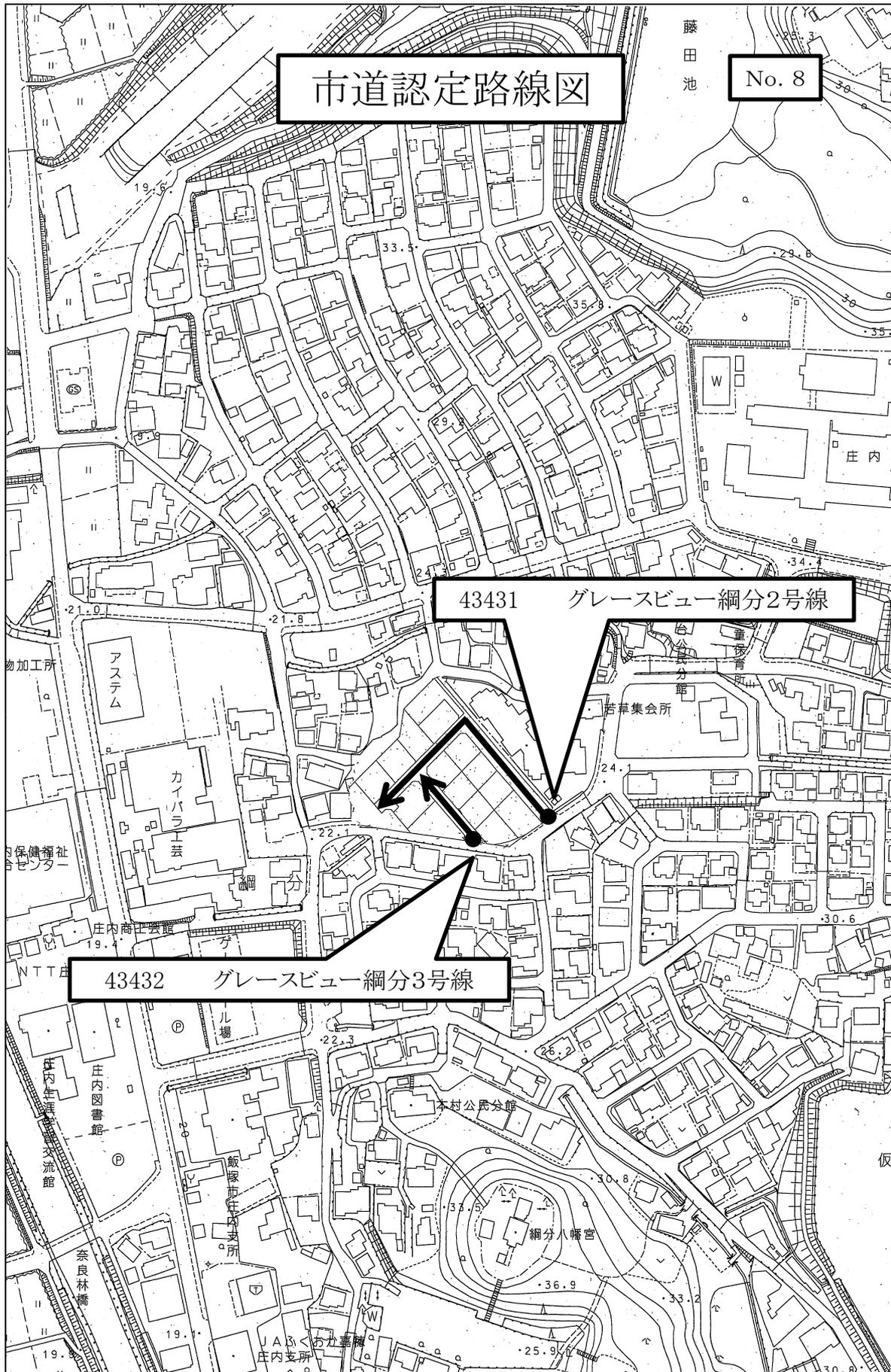
市立桑市保育所

桑市公民館

体育館

市道認定路線図

No. 8



専決処分の承認(平成30年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正
予算(第1号))

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、平成30年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1号)について議決を経なければならないが、特に緊急を要したため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

平成30年6月15日提出

飯塚市長 片 峯 誠

専決第22号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため、次のとおり専決処分する。

平成30年5月31日専決

飯塚市長 片 峯 誠

平成30年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1号)

専決処分の承認(飯塚市税条例の一部を改正する条例)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、飯塚市税条例の一部を改正する条例について議決を経なければならないが、特に緊急を要したため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

平成30年6月15日提出

飯塚市長 片 峯 誠

専決第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため、次のとおり専決処分する。

平成30年3月31日専決

飯塚市長 片 峯 誠

飯塚市税条例の一部を改正する条例を制定し、ここに公布する。

平成30年3月31日

飯塚市長 片 峯 誠

飯塚市条例第18号

飯塚市税条例の一部を改正する条例

飯塚市税条例(平成18年飯塚市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第20条中「第48条第3項」を「第48条第5項」に、「第52条」を「第52条第1項及び第4項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第24条第1項中「によって」を「により」に改める。

第31条第2項中「当該」を「同表の」に改める。

第36条の2第2項中「によって」を「により」に、「第2条第2項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「において

は」を「には」に改め、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「第1項」を「同項」に改め、同条第6項から第8項までの規定中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第47条の3中「(以下この節)」を「(次条第1項)」に改める。

第47条の5第1項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第2項」に改め、同条第3項中「第47条の5第1項」との次に「、「の特別徴収義務者」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)の特別徴収義務者」と」を加える。

第48条第7項中「第52条第2項」を「第52条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第52条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「によって」を「により」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前

である場合には、同日)から第52条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

- 3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第52条に次の2項を加える。

- 5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、

「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

- 6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

附則第3条の2第1項中「第48条第3項」を「第48条第5項」に改め、同条第2項中「第52条」を「第52条第1項及び第4項」に、「同条」を「これら」に改める。

附則第4条第1項中「第52条に」を「第52条第1項及び第4項に」に、「同項」を「前条第2項」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

附則第10条の2第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「3分の2」を「4分の3」に改め、同項を同条第4項とし、第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第29項第1号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第10条の2第8項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第29項第2号」に改める。

附則第10条の2第19項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改め、同項を同条第26項とし、同条第18項を同条第25項とし、同条第15項から同条第17項までを7項ずつ繰り下げ、同条第14項中「附則第15条第32項第2号ハ」を「附則第15条第32項第3号ハ」に改め、同項を同条第21項とし、同条第13項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第32項第3号ロ」に改め、同項を同条第20項とし、同条第12項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第32項第3号イ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第11項を同条第13項とし、同項の次に次の5項を加える。

14 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

15 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

16 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

17 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

18 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第10条の2第10項を同条第12項とし、同条第9項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同項を同条第11項とし、同項の前に次の2項を加える。

9 法附則第15条第29項第3号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

10 法附則第15条第30項第1号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第10条の3第3項中「附則第15条の8第3項」を「附則第15条の8第1項」に改め、同項第2号中「附則第12条第17項」を「附則第12条第8項」に改め、同条第4項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に、「附則第12条第21項第1号

ロ」を「附則第12条第12項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条の8第5項」を「附則第15条の8第3項」に改め、同項第2号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第15項」に、「同条第17項」を「同条第8項」に改め、同条第6項中「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第7項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第30項」を「附則第12条第21項」に改め、同項第6号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第22項」に改め、同条第8項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第9項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同条第10項中「附則第7条第12項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第11項中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に、「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同条に次の1項を加える。

12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第11条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第6号中「にあつては」を「には」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成28年度又は平成29年度」を「平成31年度又は平成32年度」に改め、同条第1項中「平成28年度分又は平成29年度分」を「平成31年度分又は平成32年度分」に改め、同条第2項中「平成28年度適用土地」を「平成31年度適用土地」に、「平成28年度類似適用土地」を「平成31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に改める。

附則第12条の見出し及び同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項及び第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあっては」を「には」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第12条の3中「地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則第18条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第 号)附則第22条第1項」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第13条(見出しを含む。)中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第15条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の飯塚市税条例(次項及び次条第1項において「新条例」という。)第52条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第 号。次条において「改正法」という。)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。以下この条において「旧法」という。)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第29項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋(同項に規定する協定避難用部分に限る。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された旧法附則第15条の8第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

飯塚市税条例 資料(新旧対照表)

新	旧
<p>(年当たりの割合の基礎となる日数) 第20条 前条、第43条第2項、<u>第48条第5項</u>、第50条第2項、<u>第52条第1項及び第4項</u>、<u>第53条の12第2項</u>、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項<u>並びに第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</u></p> <p>(個人の市民税の非課税の範囲) 第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、<u>第53条の2の規定により</u>課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略) (均等割の税率)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ<u>同表の右欄に定める額とする。</u></p>	<p>(年当たりの割合の基礎となる日数) 第20条 前条、第43条第2項、<u>第48条第3項</u>、第50条第2項、<u>第52条</u>、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項<u>及び第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</u></p> <p>(個人の市民税の非課税の範囲) 第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、<u>第53条の2の規定によって</u>課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略) (均等割の税率)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ<u>当該右欄に定める額とする。</u></p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>3・4 (略) (市民税の申告) 第36条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第4項ただし書の規定により、市長の定める様式による。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 給与所得等以外の所得を有しなかった者(第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>5 第1項ただし書に規定する者(第3項の規定により第1項の申告書を提出する義務</p>	<p>3・4 (略) (市民税の申告) 第36条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定によって申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第2項ただし書の規定により、市長の定める様式による。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 給与所得等以外の所得を有しなかった者(第1項又は前項の規定によって第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>5 第1項ただし書に規定する者(第3項の規定によって第1項の申告書を提出する義務</p>

を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、同項の申告書を市長に提出することができる。

- 6 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第23条第1項第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。
- 7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第23条第1項第2号に掲げる者に、3月15日までに、賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。
- 8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

(特別徴収義務者)

第47条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付(法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払をする者(次条第1項において「年金保険者」という。)とする。

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第47条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合には、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合には、前々年中の公的年金等に係る

務を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合においては、3月15日までに、第1項の申告書を市長に提出することができる。

- 6 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第23条第1項第1号の者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。
- 7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第23条第1項第2号の者に、3月15日までに、賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。
- 8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第23条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

(特別徴収義務者)

第47条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付(法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払をする者(以下この節において「年金保険者」という。)とする。

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第47条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合には、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合には、前々年中の公的

所得に係る所得割額)の2分の1に相当する額をいう。次条第2項において同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

2 (略)

3 第47条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第47条の3中「前条第1項」とあるのは「第47条の5第1項」と、「の特別徴収義務者」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)の特別徴収義務者」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。

(法人の市民税の申告納付)

第48条 (略)

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の9第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第26項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

5 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しな

年金等に係る所得に係る所得割額)の2分の1に相当する額をいう。以下この節において同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

2 (略)

3 第47条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第47条の3中「前条第1項」とあるのは「第47条の5第1項」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。

(法人の市民税の申告納付)

第48条 (略)

2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第5項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しな

ければならない。

6 (略)

7 第5項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) (略)

8 (略)

9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第4項において同じ。))に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第4項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第4項において同じ。))に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第52条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るも

ければならない。

4 (略)

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) (略)

6 (略)

7 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。))に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第2項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。))に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第52条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るも

のの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

- 2 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から第52条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。
- 3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。
- 4 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得(同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。)に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。
- 5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2

もの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

- 2 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得(同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。)に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

- 6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)及び第140条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

- 2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第3項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)及び第140条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

- 2 当分の間、第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条に規定する延滞金の割合を同

滞金の割合を前条第2項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。))の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

2 (略)

3 法附則第15条第2項第6号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

4 法附則第15条第8項に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

5・6 (略)

7 法附則第15条第29項第1号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

8 法附則第15条第29項第2号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

9 法附則第15条第29項第3号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

10 法附則第15条第30項第1号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

11 法附則第15条第30項第2号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

12・13 (略)

14 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

15 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。))の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市の条例で定める割合は3分の1とする。

2 (略)

3 法附則第15条第2項第3号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

4 法附則第15条第2項第7号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

5 法附則第15条第8項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

6・7 (略)

8 法附則第15条第29項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

9 法附則第15条第30項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

10・11 (略)

16 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

17 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

18 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

19 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

20 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

21 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

22～25 (略)

26 法附則第15条の8第2項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2 (略)

3 法附則第15条の8第1項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第8項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) (略)

4 法附則第15条の8第2項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第12項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

5 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) (略)

12 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

13 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

14 法附則第15条第32項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

15～18 (略)

19 法附則第15条の8第4項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2 (略)

3 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) (略)

4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) (略)

- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第15項において準用する同条第8項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積
- (3) (略)
- 6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1)～(6) (略)
- 7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1)～(3) (略)
- (4) 令附則第12条第21項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別
- (5) (略)
- (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第22項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費
- (7) (略)
- 8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1)～(4) (略)
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等
- (6) (略)
- 9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1)～(6) (略)
- 10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第24項において準用する同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積
- (3) (略)
- 6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1)～(6) (略)
- 7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1)～(3) (略)
- (4) 令附則第12条第30項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別
- (5) (略)
- (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第31項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費
- (7) (略)
- 8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1)～(4) (略)
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等
- (6) (略)
- 9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1)～(6) (略)
- 10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項

に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等

(6) (略)

11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日

(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等

(6) (略)

11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第14項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第7条第14項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

(土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

(1)～(5) (略)

(6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項(附則第13条の場合には、法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項)

(7) (略)

(平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例)

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すと認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成31年度分又は平成32年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であって、平成32年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

(土地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

(1)～(5) (略)

(6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項(附則第13条の場合には、法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項)

(7) (略)

(平成28年度又は平成29年度における土地の価格の特例)

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すと認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成28年度分又は平成29年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成28年度適用土地又は平成28年度類似適用土地であって、平成29年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。
(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の課税の特例)

第12条の3 地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第 号)附則第22条第

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。
(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の課税の特例)

第12条の3 地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則第18条第1

1項の規定に基づき、平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

(農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

(略)

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 (略)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

項の規定に基づき、平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

(農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

(略)

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成30年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 (略)

第2条 第1条の規定による改正後の飯塚市税条例(次項及び次条第1項において「新条例という。｣第52条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第 号。次条において「改正法」という。)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。以下この条において「旧法」という。)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第29項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋(同項に規定する協定避難用部分に限る。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された旧法附則第15条の8第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

専決処分の承認(飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について議決を経なければならないが、特に緊急を要したため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

平成30年6月15日提出

飯塚市長 片 峯 誠

専決第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため、次のとおり専決処分する。

平成30年3月31日専決

飯塚市長 片 峯 誠

飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定し、ここに公布する。

平成30年3月31日

飯塚市長 片 峯 誠

飯塚市条例第19号

飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

飯塚市国民健康保険税条例(平成18年飯塚市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「54万円」を「58万円」に改める。

第24条各号列記以外の部分中「54万円」を「58万円」に改め、「オ」の次に「及びカ」を加え、同条第2号中「27万円」を「27万5,000円」に改め、同条第3号中「49万円」を「50万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の飯塚市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

飯塚市国民健康保険税条例 資料(新旧対照表)

新	旧
<p>(課税額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>58万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>58万円</u>とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>58万円</u>を超える場合には、<u>58万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>27万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>50万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>(適用区分)</p> <p>2 改正後の飯塚市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p>	<p>(課税額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>54万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>54万円</u>とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>54万円</u>を超える場合には、<u>54万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>27万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>49万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p>

専決処分の承認(飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について議決を経なければならないが、特に緊急を要したため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

平成30年6月15日提出

飯塚市長 片 峯 誠

専決第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため、次のとおり専決処分する。

平成30年3月30日専決

飯塚市長 片 峯 誠

飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を制定し、ここに公布する。

平成30年3月30日

飯塚市長 片 峯 誠

飯塚市条例第17号

飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年飯塚市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者
第10条第3項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認め
たもの

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例 資料(新旧対照表)

新	旧
<p>(職員) 第10条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(3) (略) (4) <u>教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者</u> (5)～(9) (略) (10) <u>5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの</u> 4・5 (略) 附 則 この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>	<p>(職員) 第10条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(3) (略) (4) <u>学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u> (5)～(9) (略) 4・5 (略)</p>

専決処分の承認(飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について議決を経なければならないが、特に緊急を要したため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

平成30年6月15日提出

飯塚市長 片 峯 誠

専決第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため、次のとおり専決処分する。

平成30年3月31日専決

飯塚市長 片 峯 誠

飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を制定し、ここに公布する。

平成30年3月30日

飯塚市長 片 峯 誠

飯塚市条例第16号

飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年飯塚市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第13条中「法人(次に掲げる法人を除く。)」の次に「又は病床を有する診療所を

開設している者(複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護に限る。)に係る指定の申請に限る。)」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 資料(新旧対照表)

新	旧
<p>第13条 法第78条の2第4項第1号(法第78条の12において準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人(次に掲げる法人を除く。)<u>又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護に限る。))に係る指定の申請に限る。</u>)である者とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>	<p>第13条 法第78条の2第4項第1号(法第78条の12において準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人(次に掲げる法人を除く。)である者とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>

専決処分の報告(カーブミラー転倒事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

平成30年3月30日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、カーブミラー転倒事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年6月15日提出

飯塚市長 片 峯 誠

損害賠償の額 7,700円

1 事故発生の日時、場所

平成30年3月1日(木)未明

飯塚市鯉田地内 市道 笠松・市ノ間線

2 事故の概要

平成30年2月28日(水)夜から3月1日(木)朝にかけての暴風雨により、歩道上のカーブミラーが根元から折れて倒れ、相手方宅の窓格子を破損させたものである。

3 損害の状況

相手方 自宅窓格子の破損

4 示談の内容

(1) 市は、相手方に対し損害賠償金7,700円を支払う。

(2) 双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判外において、一切の異議申立て又は請求をしない。

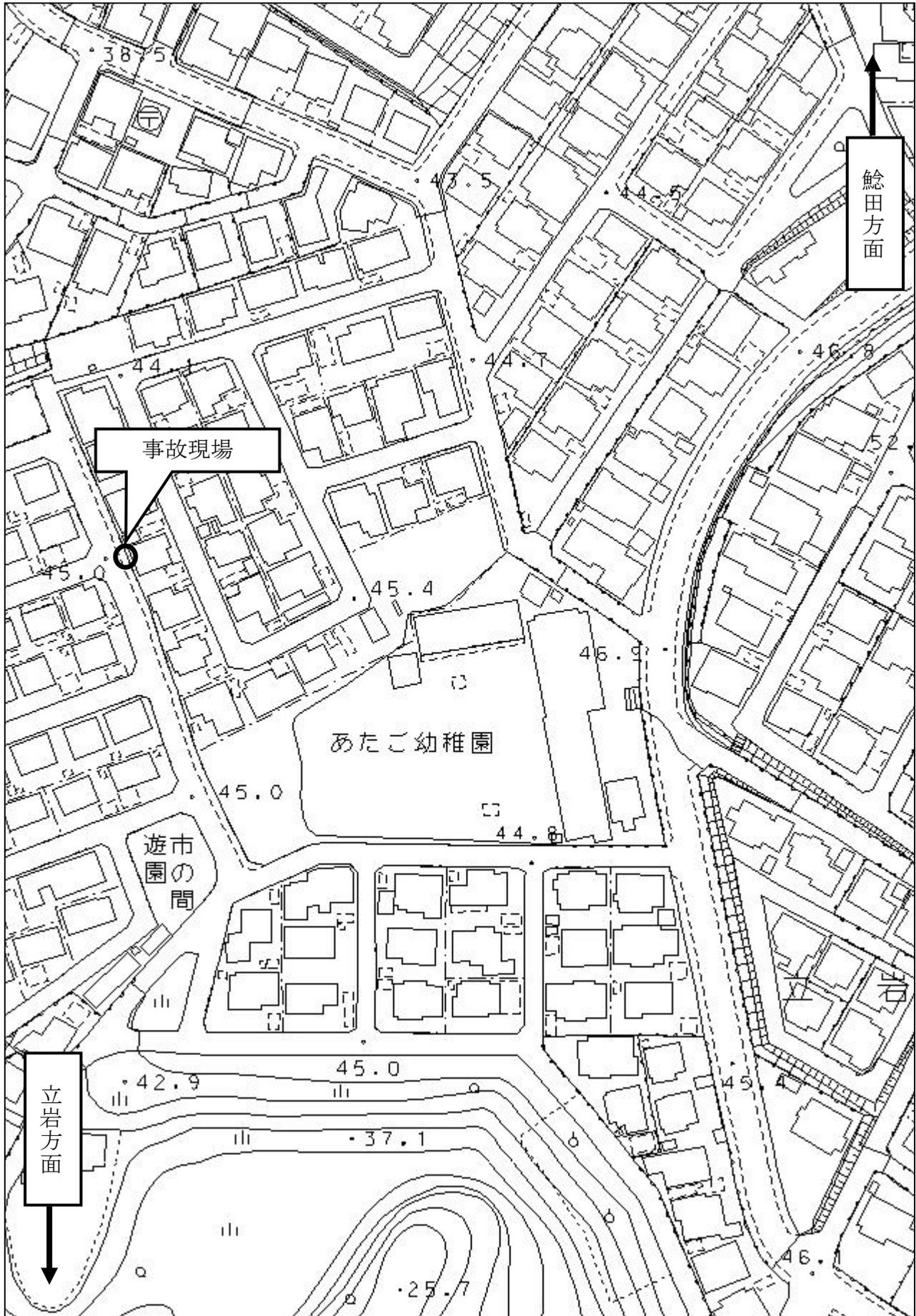
5 損害賠償額の内訳

修理費用額7,700円のうち、市の過失割合100%

6 事故現場見取図 別紙のとおり

事故現場見取図

飯塚市鯉田地内



専決処分 of 報告(市営住宅の管理上必要な訴えの提起)

平成30年5月14日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、市営住宅の管理上必要な訴えの提起について専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年6月15日提出

飯塚市長 片 峯 誠

建物明渡等請求事件

1 事件の概要

松本住宅居住の1名(32月1,665,200円滞納)、新町改良住宅居住の1名(46月607,000円滞納)、小正水落住宅居住の1名(24月615,300円滞納)、山内住宅居住の1名(39月365,200円滞納)、忠隈住宅居住の1名(18月702,000円滞納)、相田住宅居住の1名(38月335,200円滞納)、新立団地住宅居住の1名(20月430,000円滞納)、下三緒団地住宅居住の1名(35月340,500円滞納)の計8名については、長期間住宅使用料を滞納し、催告したにもかかわらず納入せず、また、協議のための呼出しにも応じない。

このため、福岡地方裁判所飯塚支部に住宅の明渡し等の訴えを提起したものである。

2 被告に対する請求

- (1) 市営住宅を明け渡すこと。
- (2) 未払市営住宅使用料を支払うこと。
- (3) 賃貸借契約解除の日の翌日から明渡しの日までの損害金を支払うこと。
- (4) 訴訟費用(当該裁判に係る諸費用)を支払うこと。

専決処分の報告(市営住宅の管理上必要な和解の申立て)

平成30年5月14日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、市営住宅の管理上必要な和解の申立てについて専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年6月15日提出

飯塚市長 片 峯 誠

家賃等請求和解申立事件

1 事件の概要

鶯塚団地住宅居住の1名(48月922,600円滞納)、南尾住宅居住の1名(34月576,400円滞納)、明星寺住宅居住の1名(23月347,600円滞納)、石丸団地住宅居住の1名(17月55,700円滞納)の計4名については、住宅使用料を滞納し催告したにもかかわらず納入しなかったため、契約解除を通知したところ、態度を改め和解の意思を示した。

このため、飯塚簡易裁判所に和解を申し立てたものである。

2 和解条件

- (1) 滞納使用料を分割し、毎月支払うこと。
- (2) 今後の住宅使用料について毎月納期限までに支払うこと。
- (3) 分割納入を2回怠った場合又は住宅使用料の支払を通算して3月分以上怠った場合は、住宅を明け渡し、住宅使用料(滞納分含む。)全額を即座に支払うこと。

継続費繰越計算書の報告(平成29年度飯塚市一般会計)

平成29年度飯塚市一般会計歳出予算の経費に継続費を設定していたので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第1項の規定により報告する。

平成30年6月15日提出

飯塚市長 片 峯 誠

平成29年度 飯塚市継続費繰越計算書

会計名 一般会計

(単位：円)

款	項	事業名	継続費 の総額	平成29年度継続費予算現額			支出済額 及び 支出見込額	残額	翌年度 通次 繰越額	左の財源内訳			
				予算 計上額	前年度 通次 繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国県支出金	地方債	その他
8 土木費	1 土木管理 費	大規模建築物 耐震改修促進 事業費補助金	263,995,000	155,838,000		155,838,000		155,838,000	38,961,000	116,877,000			
合 計			263,995,000	155,838,000		155,838,000		155,838,000	38,961,000	116,877,000			

繰越明許費繰越計算書の報告(平成29年度飯塚市一般会計)

平成29年度飯塚市一般会計歳出予算の経費に繰越明許費を設定していたので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により報告する。

平成30年6月15日提出

飯塚市長 片 峯 誠

平成29年度 飯塚市繰越明許費繰越計算書

会計名 一般会計

(単位：円)

款	項	事業名	金額 (繰越限度額)	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	菰田地区活性化事業検討事業	28,595,000	27,727,280					27,727,280
		新庁舎建設事業	219,477,000	211,089,200			200,500,000		10,589,200
6 農林水産業費	1 農業費	農業施設管理費維持補修費	28,620,000	20,850,000					20,850,000
		高尾ため池改良県営事業負担金	1,350,000	1,350,000			1,300,000		50,000
7 商工費	1 商工費	飯塚観光協会補助金	650,000	650,000					650,000
8 土木費	6 住宅費	長楽寺団地公営住宅建替事業	221,183,000	221,183,000		49,663,000	151,600,000		19,920,000
10 教育費	2 小学校費	大分小学校大規模改造事業設計委託料	13,531,000	8,272,000			8,200,000		72,000
		大分小学校大規模改造工事	14,300,000	14,300,000		4,801,000	9,400,000		99,000
		空調設備整備事業	166,118,000	132,210,020		11,401,000	113,000,000		7,809,020
	3 中学校費	空調設備整備事業	264,997,000	251,890,900		36,448,000	206,800,000		8,642,900
	5 社会教育費	中学生海外研修事業委託料	8,167,000	8,077,310	8,077,310				
鯉田公民館施設管理費各所補修工事		8,400,000	7,452,000					7,452,000	
合 計			975,388,000	905,051,710	8,077,310	102,313,000	690,800,000		103,861,400

平成29年度飯塚市土地開発公社の決算

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、平成29年度飯塚市土地開発公社の決算を別紙のとおり報告する。

平成30年6月15日提出

飯塚市長 片 峯 誠

平成30年度飯塚市土地開発公社の事業計画及び予算

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、平成30年度飯塚市土地開発公社の事業計画及び予算を次のとおり報告する。

平成30年6月15日提出

飯塚市長 片 峯 誠

飯塚市土地開発公社事業計画

(単位:千円)

事業名		区分	面積㎡	全体事業費			内平成30年度事業費			
				土地購入費	補償費	計	面積㎡	土地購入費	補償費	計
一般分	1									
	小計		0	0	0	0	0	0	0	0
特別分	1	上三緒川島4号線道路敷	489	26,272	905	27,177	0	0	0	0
	小計		489	26,272	905	27,177	0	0	0	0
あっせん分	1		0	0	0	0	0	0	0	0
	小計		0	0	0	0	0	0	0	0
合計			489	26,272	905	27,177	0	0	0	0

平成30年度飯塚市土地開発公社予算

(総 則)

第1条 平成30年度飯塚市土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。
(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額を、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	事業収益	47 千円
第1項	公有地取得事業収益	0 千円
第2項	附帯等事業収益	47 千円
第2款	事業外収益	9,808 千円
第1項	受取利息	1 千円
第2項	雑収益	9,807 千円
	収 入 合 計	9,855 千円

支 出		
第1款	事業原価	0 千円
第1項	公有地取得事業原価	0 千円
第2款	販売費及び一般管理費	9,855 千円
第1項	販売費及び一般管理費	9,855 千円
	支 出 合 計	9,855 千円
	(収益的収入支出差引額)	0 千円)

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5,195千円は損益勘定留保資金で、補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資本的収入	0 千円
第1項	借 入 金	0 千円
	収 入 合 計	0 千円

支 出		
第1款	資本的支出	5,195 千円
第1項	公有地取得事業費	5,195 千円
第2項	借入金償還金	0 千円
	支 出 合 計	5,195 千円

平成30年3月22日提出

飯塚市土地開発公社
理事長 今 井 一

平成30年度 飯塚市土地開発公社予算実施計画

収益の収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	予定額	説 明
1 事業収益			47	
	1 公有地取得事業収益	1 公有用地売却収益	0	
	2 附帯等事業収益	1 附帯等事業収益	47	47 借地料
2 事業外収益			9,808	
	1 受取利息	1 受取利息	1	1 定期預金利息
	2 雑収益	1 運営費補助金	9,807	9,807 飯塚市補助金
収 入 合 計			9,855	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	予定額	説 明
1 事業原価			0	
	1 公有地取得事業原価	1 公有用地売却原価	0	
2 販売費及び一般管理費			9,855	
	1 販売費及び一般管理費	1 経費	9,855	40 備用品費 648 委託料 79 公課費 9,088 負担金
支 出 合 計			9,855	
収益の収入支出差引額			0	

資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	予定額	説 明
1 資本的収入			0	
	1 借入金	1 借入金	0	
収 入 合 計			0	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	予定額	説 明
1 資本的支出			5,195	
	1 公有地取得事業費	1 公有地取得事業費	5,195	9 水江排水ポンプ場敷(発生利息) 5,039 目尾地域開発事業敷(発生利息) 147 飯塚駅前広場整備事業用地敷(発生利息)
	2 借入金償還金	1 借入金償還金	0	
支 出 合 計			5,195	

平成29年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の決算

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、平成29年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の決算を別紙のとおり報告する。

平成30年6月15日提出

飯塚市長 片 峯 誠

平成30年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の事業計画及び予算

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、平成30年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の事業計画及び予算を次のとおり報告する。

平成30年6月15日提出

飯塚市長 片 峯 誠

平成 30 年度 事業計画

(平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで)

飯塚市教育文化振興事業団は、公益法人移行後 5 年目を迎え、公益財団法人として、中長期的な視点に立ち将来にわたって、事業団の本旨である飯塚市の教育文化の振興と福祉の増進を図るとともに、快適なまちづくりに寄与することができるよう、今年度も定款に掲げる基本方針に基づき、広く地域住民に優れた芸術文化の提供や創造、発信など文化振興に資する各種事業に取り組んで参ります。

また、今年度は、当事業団が飯塚市文化会館の指定管理者として 2 期目の指定をいただきその 2 年目を迎えることから、市の協力をいただきながら、事業団として取り組む課題を検証し、文化会館のより一層の利用拡大・効率的運営をはじめとして、従来にも増して飯塚市民の文化的要望に応えるため、飯塚市の文化芸術振興施策、地域振興・生涯学習施策等と密接に協働し、当事業団の使命、公益財団法人として求められている社会的要請に応える創意と工夫による事業展開を図って参ります。

基本方針

飯塚市における文化芸術・生涯学習の振興を図り、飯塚市民の高度で多様な文化芸術活動への要望に応えるための事業を実施し、もって活力と賑わいのある魅力的なまちづくりに寄与する。

定款に定める事業（第 4 条関係）

1. 音楽、演劇、講演等の鑑賞体験を通じて芸術文化振興を図る事業
2. 文化芸術に関する知識及び技能の習得を図る事業
3. 市民会員制度を活用したまちづくりに関する事業
4. 地域文化振興のための調査及び情報の提供を行う事業
5. 教育文化施設の管理運営に関する事業
6. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

【主な事業内容】

(1) 文化芸術の振興に資する公演等の実施に関する事業

(第 4 条第 1 号関係)

芸術文化の振興を図り、心豊かな市民生活及び活力ある地域社会実現に寄与する場と機会を提供する事業として、飯塚市文化会館施設の規模や地域性を

活かした公演等を企画し実施します。自主文化事業の展開にあたっては、市民に優れた多様な文化芸術をより低廉な料金で提供し、鑑賞する機会を充実します。地域文化を推進する事業としては、「イイツカ☆ブラスフェスティバル」や「筑豊 B1 ミュージックフェスティバル」などを引き続き実行委員会形式で実施するほか、地域における文化の振興を支援する団体等との共催により、廉価で質の高いコンサートを鑑賞する機会を提供し、地域にクラシック音楽を楽しむ風土を培っていただくことを目指します。

また、文化会館と地域の新たな接点をつくることを目的としたアウトリーチ活動として、地域の公民館や病院・福祉施設等にアーティストを派遣する出前コンサートも継続して取り組むことにより、アート体験とともに会館の存在や活動を周知する機会として市民に提供していきます。

(2) 文化芸術に関する知識及び技能の習得を図る事業

(第4条第2号関係)

文化・芸術に関する分野の人材を育成するため、受講者・参加者を募り講座、体験活動を通して、文化・芸術に関する知識・技能の習得を図ります。音楽専門家による楽器やクラシック音楽に関するクラシック講座を開催し、オーケストラの楽しみ方等を気軽に学ぶ機会を提供するほか、食のセミナーやカレンダーづくりなどの市民参加型のワークショップも開催します。

また、遠賀川流域には古代史関連の文化資源が豊富な地域の特性を活かし過去の一連の古代史関連事業を踏まえ、昨年度に引き続き飯塚市出身の考古学者高島忠平氏監修の「古代史連続講座」を開催し、地域の存在感を広くアピールするとともに、地域の歴史・文化を再認識し市民の郷土に対する誇りを醸成します。

(3) 文化芸術の活性化を図るための情報収集及び情報発信に関する事業

(第4条第4号関係)

各事業に係る情報収集の拡充と更なる飯塚市における文化情報等の収集を行い、広報誌やホームページ等で情報発信を行います。

広報の核となる会館機関誌の充実や会館ホームページを主としたネット関連の広報・宣伝活動を重視して取り組むほか、地域情報誌やフリーペーパーなど地域性の高い媒体を積極的に活用していきます。

中でも若年層への広報活動の充実を図るために、インターネットを通じた情報提供は欠かせないことから、ブログや人と人とのつながりを促進し、サポートするコミュニティ型の Web サイトである SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) 等を活用することで、より効果的な広報・宣伝活動を展開します。具体的なツールとしては Facebook を活用し、公演等の案内をはじめ様々な情報発信に努めます。

また、過去から継続して開催してきた古代史関連事業として、遠賀川流域の遺跡などをまとめた「古代史サイト」を運営することにより、地域の魅力を広く情報発信していきます。

(4) 教育文化施設の管理運営に関する事業

(第4条第5号関係)

飯塚市文化会館の指定管理者として、管理運営体制の強化を図るとともに時代に沿った顧客ニーズに対応し、施設利用者及び来場者の満足度を一層高めるためにホスピタリティの向上を目指したスキルアップ研修を実施することにより質の高いサービスの向上に努めます。

市の文化芸術拠点施設に相応しい設備の充実を目指し、施設管理委託業者等との連携による設備等の改善策を検討し、より安全で快適な空間の提供に取り組みます。併せて、「安全の確保、トラブルの防止」を基本とした保守点検の遵守、施設の計画的な維持・補修を図り、火災や地震等の災害を想定した日常的な防災意識・防災体制の充実強化に向けた取り組みを行うとともに、整備充実されたカメラ・モニター設備を活用した防犯対策にも注力します。

(5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(第4条第6号関係)

①受託チケット等の販売に関する事業

各施設の利用者が実施する公演のチケットを受託し、窓口で販売します。

②飯塚市から受託する教育文化施設等の管理運営に関する事業

イヅカコミュニティセンター、飯塚市歴史資料館、旧伊藤伝右衛門邸及び中央公民館等を利用者の皆様が安心して利用できるよう、定期点検を着実にを行い、適切な管理運営に努めます。

③公益財団法人を運営するために、理事会及び評議員会の開催をはじめ、共通的な庶務事務を実施します。

平成30年度収支当初予算書
(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	平成30年度当初	平成29年度当初	比較増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用収入	250,000	320,000	△ 70,000
指定管理料	131,919,000	131,169,000	750,000
施設利用料金収入	40,000,000	37,000,000	3,000,000
受託収入	79,026,000	78,191,000	835,000
友の会入会金	250,000	250,000	0
事業収入	4,450,000	5,489,000	△ 1,039,000
受取分担金	628,000	752,000	△ 124,000
負担金収入	1,000,000	1,000,000	0
広告料収入	650,000	500,000	150,000
販売手数料	280,000	280,000	0
雑収入	403,000	410,000	△ 7,000
経常収益計	258,856,000	255,361,000	3,495,000
(2) 経常費用			
事業費計	256,322,880	261,117,555	△ 4,794,675
役員報酬	2,955,680	2,955,680	0
諸謝金	2,622,000	3,134,000	△ 512,000
給料	20,789,925	22,400,625	△ 1,610,700
臨時雇賃金	33,389,000	33,196,000	193,000
退職給付費	678,600	748,800	△ 70,200
福利厚生費	9,314,175	9,521,150	△ 206,975
旅費交通費	679,000	554,000	125,000
通信運搬費	1,041,200	1,059,000	△ 17,800
保険料	441,000	463,000	△ 22,000
役務費	644,000	693,000	△ 49,000
広告料	378,000	594,000	△ 216,000
食糧費	279,000	599,000	△ 320,000
備品購入費	2,010,000	2,010,000	0
消耗品費	2,966,000	2,978,000	△ 12,000
修繕費	4,020,000	4,120,000	△ 100,000
印刷製本費	5,868,000	6,443,000	△ 575,000
燃料費	4,138,300	4,138,300	0
光熱水料費	22,799,000	22,799,000	0
使用料及び賃借料	3,710,000	4,869,000	△ 1,159,000
著作権料	210,000	415,000	△ 205,000
租税公課	409,000	699,000	△ 290,000
消費税	4,950,000	5,132,000	△ 182,000
委託費	131,837,000	131,402,000	435,000
負担金	194,000	194,000	0

(単位:円)

科 目	平成30年度当初	平成29年度当初	比較増減
管理費計	2,035,120	2,098,445	△ 63,325
役員報酬	330,320	340,320	△ 10,000
給料	533,075	574,375	△ 41,300
退職給付費	17,400	19,200	△ 1,800
福利厚生費	98,825	107,850	△ 9,025
旅費交通費	20,000	35,000	△ 15,000
通信運搬費	19,800	36,000	△ 16,200
役務費	7,000	7,000	0
消耗品費	1,000	12,000	△ 11,000
印刷製本費	10,000	10,000	0
燃料費	8,700	8,700	0
租税公課	71,000	71,000	0
消費税	111,000	70,000	41,000
委託料	551,000	551,000	0
交際費	100,000	100,000	0
負担金	156,000	156,000	0
経常費用計	258,358,000	263,216,000	△ 4,858,000
評価損益等調整前当期経常増減額	498,000	△ 7,855,000	8,353,000
基本財産評価損益等	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	498,000	△ 7,855,000	8,353,000
2. 経常外増減の部	0	0	0
(1) 経常外収益	0	0	0
中科目別記載	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
中科目別記載	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	498,000	△ 7,855,000	8,353,000
一般正味財産期首残高	11,313,352	14,009,490	△ 2,696,138
一般正味財産期末残高	11,811,352	6,154,490	5,656,862
II 指定正味財産増減の部	0	0	0
受取補助金等	0	0	0
一般正味財産への振替額	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	100,000,000	100,000,000	0
指定正味財産期末残高	100,000,000	100,000,000	0
III 正味財産期末残高	111,811,352	106,154,490	5,656,862

平成30年度収支予算書内訳表
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計		収益事業等会計				法人会計	内部取引 控除	合計	
	施設の有効利 用	小計	貸館事業		友の会事業	公共施設管理 運営等				収益等小計
I 一般正味財産増減の部										
1. 経常増減の部										
(1) 経常収益										
基本財産運用収入	0	0			0	0	0	250,000	0	250,000
基本財産運用収入						0	0	250,000		
指定管理料	129,808,296	129,808,296	0		0	0	0	2,110,704	0	131,919,000
文化会館管理運営指定管理料	129,808,296	129,808,296				0	0	2,110,704		
施設利用料金収入	30,000,000	30,000,000	10,000,000		0	0	10,000,000	0	0	40,000,000
施設利用料金収入	30,000,000	30,000,000	10,000,000			0	10,000,000	0		
受託収入	0	0	0		0	79,026,000	79,026,000	0	0	79,026,000
受託収入		0	0		0	79,026,000	79,026,000			
友の会入会金	0	0	0		250,000	0	250,000	0	0	250,000
友の会入会金		0			250,000	0	250,000			
事業収入	4,450,000	4,450,000	0		0	0	0	0	0	4,450,000
入場料収入	4,450,000	4,450,000				0	0			
受取分担金	628,000	628,000	0		0	0	0	0	0	628,000
受取分担金	628,000	628,000				0	0			
受取寄付金	0	0	0		0	0	0	0	0	0
受取寄付金		0				0	0			
負担金収入	1,000,000	1,000,000								1,000,000
負担金収入	1,000,000	1,000,000								
広告料収入	650,000	650,000								650,000
広告料収入	650,000	650,000								
販売手数料	280,000	280,000	0		0	0	0	0	0	280,000
販売手数料	280,000	280,000				0	0			
雑収入	220,000	220,000	0		0	163,000	163,000	20,000	0	403,000
雑収入	220,000	220,000	0			163,000	163,000	20,000		
経常収益計	167,036,296	167,036,296	10,000,000		250,000	79,189,000	89,439,000	2,380,704	0	258,856,000
(2) 経常費用										
事業費	168,618,383	168,618,383	8,317,194		330,019	79,057,284	87,704,497		0	256,322,880
役員報酬	2,835,040	2,835,040	45,239		30,159	45,242	120,640			2,955,680
諸謝金	2,622,000	2,622,000								2,622,000
給料手当	18,231,165	18,231,165	959,534		106,615	1,492,611	2,558,760			20,789,925
臨時雇賃金	200,000	200,000				33,189,000	33,189,000			33,389,000
退職給付費用	595,080	595,080	31,319		3,480	48,721	83,520			678,600
福利厚生費	3,379,815	3,379,815	177,885		19,765	5,736,710	5,934,360			9,314,175
旅費交通費	679,000	679,000				0	0			679,000
通信運搬費	715,200	715,200	156,000		170,000	0	326,000			1,041,200
保険料	425,000	425,000				16,000	16,000			441,000
役務費	527,000	527,000			0	117,000	117,000			644,000
広告料	378,000	378,000				0	0			378,000
食糧費	279,000	279,000				0	0			279,000
備品購入費	2,010,000	2,010,000				0	0			2,010,000
消耗品費	2,966,000	2,966,000				0	0			2,966,000
修繕費	4,020,000	4,020,000				0	0			4,020,000
印刷製本費	5,868,000	5,868,000				0	0			5,868,000
燃料費	3,935,300	3,935,300	203,000			0	203,000			4,138,300
光熱水料費	21,659,050	21,659,050	1,139,950			0	1,139,950			22,799,000
使用料及び賃借料	3,604,650	3,604,650	105,350		0	0	105,350			3,710,000
著作権料	210,000	210,000				0	0			210,000
租税公課	74,500	74,500	229,500			105,000	334,500			409,000
消費税	1,350,000	1,350,000	340,000			3,260,000	3,600,000			4,950,000
支払負担金	0	0				0	0			0
支払寄付金	0	0				0	0			0

平成30年度収支予算書内訳表
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計		収益事業等会計				法人会計	内部取引控除	合計		
	施設の有効利用	小計	貸館事業		友の会事業	公共施設管理運営等				収益等小計	
委託費	91,860,583	91,860,583	4,929,417			35,047,000	39,976,417		131,837,000		
負担金及び補助	194,000	194,000				0	0		194,000		
管理費								2,035,120	0	2,035,120	
役員報酬								330,320		330,320	
給料手当								533,075		533,075	
退職給付費用								17,400		17,400	
福利厚生費								98,825		98,825	
旅費交通費								20,000		20,000	
通信運搬費								19,800		19,800	
役務費								7,000		7,000	
消耗品費								1,000		1,000	
印刷製本費								10,000		10,000	
燃料費								8,700		8,700	
租税公課								71,000		71,000	
消費税								111,000		111,000	
委託料								551,000		551,000	
交際費								100,000		100,000	
負担金								156,000		156,000	
経常費用計	168,618,383	168,618,383	8,317,194			330,019	79,057,284	87,704,497	2,035,120	258,358,000	
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 1,582,087	△ 1,582,087	1,682,806			△ 80,019	131,716	1,734,503	345,584	0	498,000
基本財産評価損益等								0			0
特定資産評価損益等								0			0
投資有価証券評価損益等								0			0
評価損益等計	0	0	0			0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 1,582,087	△ 1,582,087	1,682,806			△ 80,019	131,716	1,734,503	345,584	0	498,000
2. 経常外増減の部								0			0
(1) 経常外収益								0			0
中科目別記載								0			0
経常外収益計	0	0	0			0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用								0			0
中科目別記載								0			0
経常外費用計	0	0	0			0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0			0	0	0	0	0	0
他会計振替額	867,252	867,252	△ 841,403			40,009	△ 65,858	△ 867,252	0		0
当期一般正味財産増減額	△ 714,835	△ 714,835	841,403			△ 40,010	65,858	867,251	345,584	0	498,000
一般正味財産期首残高			0					0	11,313,352		11,313,352
一般正味財産期末残高	△ 714,835	△ 714,835	841,403			△ 40,010	65,858	867,251	11,658,936	0	11,811,352
II 指定正味財産増減の部								0			0
受取補助金等								0			0
.....								0			0
一般正味財産への振替額								0			0
当期指定正味財産増減額	0	0	0			0		0	0	0	0
指定正味財産期首残高								0	100,000,000		100,000,000
指定正味財産期末残高	0	0	0			0		0	100,000,000	0	100,000,000
III 正味財産期末残高	△ 714,835	△ 714,835	841,403			△ 40,010	65,858	867,251	11,658,936	0	11,811,352

平成29年度一般財団法人サンビレッジ茜の決算

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、平成29年度一般財団法人サンビレッジ茜の決算を別紙のとおり報告する。

平成30年6月15日提出

飯塚市長 片 峯 誠

平成30年度一般財団法人サンビレッジ茜の事業計画及び予算

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、平成30年度一般財団法人サンビレッジ茜の事業計画及び予算を次のとおり報告する。

平成30年6月15日提出

飯塚市長 片 峯 誠

1 はじめに

平成30年度は第2期の指定管理者の受託3年目となります。施設全体は経年による老朽化が進んでいますが、市の所管課と協議により、本年度は、キャンプ場テントサイトのフラット化工事、バンガロー改修工事、セントラルロッジウッドデッキ改修工事、プレイゾーンにありますジャブジャブ池水漏れ防止工事等を行います。このリニューアルする施設・設備を有効に活用し、利用者の増加を目指すとともに、昨年までの「総合的な自然体験型教育施設」づくりにも引き続き取り組みます。

2 自主事業

(1) 総合的な自然体験型教育施設として「茜の森自然体験学校」づくりや、各種野外体験活動プログラムの企画・実施を推進します。

(2) 「春の茜まつり」・「秋の茜まつり」を実施し、市内外の多くの方々に楽しんでいただき施設の認知度アップと利用者の拡大を図ります。

(3) 1月には「新春初すべり」を実施し滑走時間延長等のサービスを行い利用者増を図ります。

(4) 「すべろ一友の会」の特典付与及び「ポイントカード」の発行で継続的な利用が期待できるリピーター獲得を目指します。

(5) 人工芝スキー大会を年10回実施し、協賛団体を呼びかけるとともに出場選手の増加に努め、選手の技術アップと交流を図ります。

(6) 小中学生が異年齢集団で過ごす「ジュニアトレーニングキャンプ」を年3回実施し、自主性や社会性を育成します。

(7) 小中学生を対象に隔週土曜日「ジュニアスキースクール」を実施し、基礎基本の習得を図りスキー技術の向上を目指します。

(8) 様々なプログラムを取り入れた「宿泊体験やるKIDS」事業を年5回実施し、コミュニケーション能力や社会性の向上を図ります。

(9) 1泊2日で行う「タフな子ども育成塾」を年8回実施し、習う・やってみる・繰り返すをキーワードに心身共に健全な子どもの育成を図ります。

(10) 小中学生を対象に九重スキーキャンプを実施し、ジュニア層のスキーのレベルアップを図ります。

(11) 地域の住民や親子との協働により竹林を間伐し整備を行い、その竹を炭化し河川浄化に供する活動を行い世代間の交流を図ります。

(12) 新規に人工芝スノーボード大会を年2回実施し、スノーボードの利用者増を目指します。

(13) 福岡県スキー連盟を核とし、九州各県スキー連盟や大学スキー部との連携を強化し、技術講習会や合宿練習場の積極的開催を進めスキー人口の拡大を目指します。

(14) 施設の機能拡充を図るにあたり、地域から「茜ボランティア」を募り施設づくりの支援をお願いしていきます。

3 施設の整備

(1) 施設の大規模改修に向けては、利用者に不便を与えることのないよう市所管課との協議をすすめます。

(2) 損傷している人工芝の張替えを4月に行います。また、園内草刈作業についても職員で行い茜屋沿線の草刈りについても年2回実施します。

4 情報の提供

(1) ホームページを充実させイベント告知の更新やフォローなどを実行し、さらにSNSを活用し、広く最新の情報を提供し関心を高めます。

(2) 飯塚市広報誌をはじめ、新聞社・TV局等報道機関、ポスター、チラシなどにより情報の提供を行います。

5 営業活動

(1) 各種団体を対象に最適なモデルプランの提案など積極的な営業活動を行います。また小中学校の校長研修会に訪問し施設のピーアールを行い利用者増に努めます。

(2) スキー・スノーボード取扱い店及び近隣スキー場・宿泊施設等に施設情報を提供し、新規の利用者獲得に努めます。

6 関連施設と連携した事業

国立夜須高原青少年自然の家及び県立青少年教育施設と連携し、人工芝スキー場を活用する活動プログラムの導入を積極的に進め利用者増に努めます。また、嘉飯物語での担い手同士と連携した事業を引き続き検討していきます。

7 地域との連携

「産業まつり in ちくほ」や「ちくほ夏まつり」に実行委員として、地域のまつりに積極的に参加し地域活性化に貢献します。

平成 30 年度一般財団法人サンビレッジ茜公益事業予算

(総則)

第 1 条 平成 30 年度一般財団法人サンビレッジ茜公益事業予算は、次に定めるところによる。

(収入及び支出)

第 2 条 収入及び支出の額を次のとおり定める。

収 入		
第 1 款	利用料	38,916 千円
第 2 款	事業収入	8,789 千円
第 3 款	会費収入	349 千円
第 4 款	財産収入	4 千円
第 5 款	受託事業収入	33,249 千円
第 6 款	補助金収入	1,200 千円
第 7 款	雑収入	276 千円
第 8 款	繰入金収入	1,569 千円
第 9 款	基本財産取崩収入	1 千円
第 10 款	繰越金収入	3,347 千円
	計	87,700 千円

支 出		
第 1 款	事業費	74,605 千円
第 2 款	野外活動振興費	4,103 千円
第 3 款	スポーツ事業推進費	452 千円
第 4 款	イベント事業費	860 千円
第 5 款	管理費	7,131 千円
第 6 款	体育施設管理費	380 千円
第 7 款	固定資産取得支出	1 千円
第 8 款	予備費	168 千円
	計	87,700 千円

平成30年度 一般財団法人サンビレッジ茜 公益事業予算明細書
(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)
収 入 及 び 支 出

1. 収入の部

款・項	目	本年度 千円	前年度 千円	比 較 千円	説 明
1. 利用料		38,916	36,815	2,101	
(1) オアシスガーデン利用料		9,124	8,149	975	
	1. キャンプ施設利用料	1,933	1,778	155	バンガロー宿泊、テント敷き、バーベキュー施設利用料
	2. セントラルロッジ利用料	7,191	6,371	820	研修室利用料、宿泊施設利用料
(2) プレイガーデン利用料		28,438	27,326	1,112	
	1. 入場料	4,156	3,785	371	入場料
	2. スキー場関連施設利用料	24,282	23,541	741	スキー関係利用料、ツリ利用料、遊具利用料
(3) 体育施設利用料		1,354	1,340	14	
	1. 茜ドーム利用料	1,354	1,340	14	茜ドーム利用料、照明利用料
2. 事業収入		8,789	7,772	1,017	
(1) 野外体験活動事業収入		7,009	5,685	1,324	
	1. 野外体験学習事業収入	7,009	5,685	1,324	ジュニアトレーニングキャンプ収入、茜ジュニアスキースクール収入、宿泊体験やるKIDS収入
(2) スポーツ振興事業収入		1,779	2,086	△ 307	
	1. スポーツ大会収入	1,779	2,086	△ 307	スキー大会収入、スキーポール練習
(3) イベント事業収入		1	1	0	
	1. イベント事業収入	1	1	0	春の茜まつり、秋の茜まつり
3. 会費収入		349	339	10	
(1) 会費収入		349	339	10	
	1. 会費収入	349	339	10	すべろー友の会会費収入
4. 財産収入		4	4	0	
(1) 基本財産運用収入		4	4	0	
	1. 基本財産運用収入	4	4	0	基本財産積立金利息収入
5. 受託事業収入		33,249	33,249	0	
(1) 受託事業収入		33,249	33,249	0	
	1. 管理運営業務受託収入	33,249	33,249	0	指定管理委託料
6. 補助金収入		1,200	0	1,200	
(1) 補助金収入		1,200	0	1,200	
	1. 補助金収入	1,200	0	1,200	補助金収入
7. 雑収入		276	276	0	
(1) 雑収入		276	276	0	
	1. 受取利息	1	1	0	普通預金利息収入
	2. 雑収入	275	275	0	有料道路立替料等
8. 繰入金収入		1,569	1,617	△ 48	
(1) 他会計繰入金収入		1,569	1,617	△ 48	
	1. 他会計繰入金収入	1,569	1,617	△ 48	収益事業からの繰入金収入
9. 基本財産取崩収入		1	1	0	
(1) 基本財産取崩収入		1	1	0	
	1. 基本財産取崩収入	1	1	0	基本財産特定預金より
10. 繰越金収入		3,347	3,347	0	
(1) 繰越金収入		3,347	3,347	0	
	1. 繰越金収入	3,347	3,347	0	繰越金収入
収入合計		87,700	83,420	3,080	

2. 支出の部

款・項	目・節	本年度 千円	前年度 千円	比較 千円	説明
1. 事業費		74,605	73,217	1,388	
(1) 事業総務費		71,934	70,346	1,588	
	1. 総務管理費	71,934	70,346	1,588	
	(1) 給料	23,116	22,740	376	職員、嘱託職員
	(2) 職員手当等	11,420	11,312	108	通勤手当、時間外手当等
	(3) 臨時雇賃金	2,361	2,361	0	臨時職員
	(4) 福利厚生費	5,553	5,460	93	法定福利費
	(5) 退職引当金	3,240	3,240	0	退職共済掛金
	(6) 旅費交通費	166	174	△ 8	旅費交通費
	(7) 通信運搬費	639	603	36	電話料、郵便料等
	(8) 什器備品購入費	45	45	0	
	(9) 消耗品費	987	825	162	事務用、車両用消耗品等
	(10) 医薬材料費	17	17	0	医薬材料品
	(11) 修繕費	1,503	1,425	78	修理費
	(12) 印刷製本費	222	222	0	封筒、施設パンフレット印刷費
	(13) 燃料費	1,470	1,353	117	車両用、作業用機械等燃料
	(14) 光熱水料費	5,208	5,208	0	電気、ガス料金
	(15) 賃借料	1,103	556	547	公益法人システム借上料等
	(16) 保険料	569	548	21	車両任意保険料等
	(17) 使用料及び手数料	352	359	△ 7	駐車場、有料道路使用料等
	(18) 諸謝金	199	25	174	講師謝金
	(19) 租税公課	4,595	4,701	△ 106	消費税、重量税、自動車税
	(20) 負担金及び補助金	268	268	0	産業活性化連絡協議会負担金、公益法人協会会費等
	(21) 委託費	6,028	6,031	△ 3	寝具洗濯業務委託料等
	(22) 退職給付金	1	1	0	存置科目
	(23) 諸費	90	90	0	慶弔費
	(24) 寄付金支出	2,782	2,782	0	
(2) オアシスゾーン管理費		420	652	△ 232	
	1. キャンプ場施設管理運営費	286	63	223	
	(1) 消耗品費	61	61	0	清掃用品等、消耗器材等
	(2) 修繕費	224	1	223	キャンプ場各所修理費
	(3) 材料費	1	1	0	補修用材料費
	2. セントラルロッジ管理運営費	134	589	△ 455	
	(1) 通信運搬費	15	15	0	テレビ受信料
	(2) 消耗品費	102	129	△ 27	清掃用品等
	(3) 修繕費	1	1	0	セントラルロッジ等修理
	(4) 材料費	1	1	0	補修用材料費
	(5) 光熱水料費	15	443	△ 428	浴室等ガス代
(3) プレイゾーン管理費		2,251	2,219	32	
	1. プレイゾーン管理運営費	2,251	2,219	32	
	(1) 臨時雇賃金	295	295	0	スキーストラクター（団体対応等）
	(2) 什器備品購入費	1	60	△ 59	
	(3) 消耗品費	1,395	1,511	△ 116	ゲレンデ消耗品費、リフトオイル等
	(4) 修繕費	170	100	70	プレイゾーン各所修理
	(5) 材料費	30	30	0	スキーゲレンデ安全保護マット等
	(6) 燃料費	170	170	0	暖房用灯油等
	(7) 光熱水料費	7	7	0	スキーハウスガス代
	(8) 賃借料	182	45	137	自動券売機借上料
	(9) 委託費	1	1	0	存置科目

款・項	目・節	本年度 千円	前年度 千円	比較 千円	説明
2. 野外活動振興費		4,103	2,483	1,620	
(1) 野外活動推進費		4,103	2,483	1,620	
	1. 野外体験学習事業費	4,103	2,483	1,620	
	(1) 職員手当等	255	165	90	宿直手当（ジュニアトレーニングキャンプ）
	(2) 臨時雇賃金	549	225	324	茜ジュニアスキースクール指導員臨時雇賃金、タフ育成塾企画委員ボランティア賃金
	(3) 旅費交通費	176	0	176	タフ育成塾関係者旅費
	(4) 通信運搬費	83	61	22	郵送料
	(5) 消耗品費	394	154	240	事務用消耗品
	(6) 印刷製本費	33	0	33	タフ育成塾活動写真印刷
	(7) 保険料	356	378	△ 22	スポーツ保険料
	(8) 使用料及び手数料	77	133	△ 56	保険登録手数料
	(9) 諸謝金	610	271	339	ジュニアトレーニングキャンプ 講師謝金
	(10) 食糧費	1,570	1,096	474	ジュニアトレーニングキャンプ 食糧費
3. スポーツ事業推進費		452	502	△ 50	
(1) スポーツ大会事業費		452	502	△ 50	
	1. スキー大会費	452	502	△ 50	
	(1) 消耗品費	304	329	△ 25	スキー大会入賞賞品、トロフィー等
	(2) 諸謝金	88	88	0	スキー大会競技役員謝金
	(3) 食糧費	60	85	△ 25	スキー大会懇親会食糧費
4. イベント事業費		860	860	0	
(1) イベント事業推進費		860	860	0	
	1. 特設イベント事業費	860	860	0	
	(1) 臨時雇賃金	312	312	0	春の茜まつり、秋の茜まつり
	(2) 消耗品費	33	33	0	イベント用消耗品
	(3) 印刷製本費	472	472	0	イベントポスター、チラシ印刷費
	(4) 賃借料	42	42	0	イベント用品借上料
	(5) 委託費	1	1	0	存置科目
5. 管理費		7,131	5,449	1,682	
(1) 管理総務費		7,131	5,449	1,682	
	1 一般管理費	7,131	5,449	1,682	
	(1) 報酬	5,530	4,330	1,200	常勤及び非常勤役員報酬
	(2) 職員手当等	329	78	251	通勤手当
	(3) 福利厚生費	802	571	231	厚生年金、社会保険料等
	(4) 旅費交通費	138	138	0	費用弁償（理事長、理事等）
	(5) 通信運搬費	2	2	0	郵便料
	(6) 消耗品費	2	2	0	事務用消耗品
	(7) 委託費	288	288	0	労務、社会保険手続業務委託
	(8) 会議費	40	40	0	諸会議用
6. 体育施設管理		380	624	△ 244	
(1) 茜チーム管理費		380	624	△ 244	
	1. 茜チーム管理費	380	624	△ 244	
	(1) 消耗品費	48	48	0	清掃用消耗品等
	(2) 修繕費	1	249	△ 248	施設修繕費
	(3) 光熱水料費	279	279	0	電気料金
	(4) 賃借料	12	12	0	警備システム再借上料
	(5) 使用料及び手数料	40	36	4	汚泥採取手数料

款・項	目・節	本年度 千円	前年度 千円	比 較 千円	説 明
7. 固定資産取得 支出		1	1	0	
(1) 固定資産取得 支出		1	1	0	
	1 固定資産取得支 出	1	1	0	
	(1) 固定資産取得支 出	1	1	0	
8. 予備費		168	284	△ 116	
(1) 予備費		168	284	△ 116	
	1 予備費	168	284	△ 116	
	(1) 予備費	168	284	△ 116	予備費
	支出合計	87,700	83,420	4,280	

1 はじめに

平成29年度も宿泊利用者の増加に伴い、食事の提供数が増え昨年度以上の売上が見込まれます。また、施設以外で食事ができる宅配事業でも徐々ではありますが、弁当やオードブル等の注文もいただいております。

平成30年度はレストラン横のウッドデッキ改修工事も予定しており、快適にバーベキューができるようになり利用者の増加も見込まれます。前年度以上、利用者には味・ボリューム・価格・雰囲気等についても満足していただける食事の提供に努めます。

2 事業運営

- (1) 清潔感に溢れ、質の高いサービスを提供するレストランづくりを行い、利用者の満足感を高めます。
- (2) 食事だけでも来ていただける独自のメニュー構成を行い、収益増に努めます。
- (3) 米や野菜等の食材調達は可能な限り地元産品の利用に努めます。
- (4) 食材及び食器等については、徹底した安全衛生管理を行い、食中毒の予防に努めます。
- (5) 無駄のない食材管理を行い、経費削減に努めます。
- (6) 各種団体の利用における野外炊飯においては、「安全な器材の取扱い方」・「後片付け」の必要性や食事を作ることの楽しさを指導することで教育効果を高めます。
- (7) 各種団体において、食物アレルギー者が増えているため、別メニュー等での対応を行い、安全・安心な食事の提供に努めます。

平成 30 年度一般財団法人サンビレッジ茜収益事業予算

(総則)

第 1 条 平成 30 年度一般財団法人サンビレッジ茜収益事業予算は、次に定めるところによる。

(収入及び支出)

第 2 条 収入及び支出の額を次のとおり定める。

収 入	
第 1 款	事業収入 17,501 千円
第 2 款	雑収入 1,113 千円
第 3 款	手数料収入 6 千円
第 4 款	繰越金収入 0 千円
	計 18,620 千円

支 出	
第 1 款	事業費 16,720 千円
第 2 款	固定資産取得支出 1 千円
第 3 款	繰出金 1,577 千円
第 4 款	予備費 322 千円
	計 18,620 千円

平成30年度 一般財団法人サンビレッジ茜収益事業予算明細書
(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)
収 入 及 び 支 出

1. 収入の部

款・項	目	本年度 千円	前年度 千円	比 較 千円	説 明
1. 事業収入		17,501	17,100	401	
(1) 販売収入		17,501	17,100	401	
	1. ロッジレストラン収入	17,126	16,725	401	一般食、団体食、イベント収入
	2. ガイtohハウス収入	375	375	0	菓子、キャンプ道具貸出収入等
2. 雑収入		1,113	1,113	0	
(1) 雑収入		1,113	1,113	0	
	1. 受取利息	1	1	0	普通預金利息収入
	2. 雑収入	1,112	1,112	0	イベント時の大会景品等収入
3. 手数料収入		6	6	0	
(1) 手数料収入		6	6	0	
	1. 受託販売手数料収入	6	6	0	コインロッカー収入
4. 繰越金収入		0	0	0	
(1) 繰越金収入		0	0	0	
	1. 繰越金収入	0	0	0	繰越金収入
収 入 合 計		18,620	18,219	401	

2. 支出の部

款・項	目・節	本年度 千円	前年度 千円	比 較 千円	説 明
1. 事業費		16,720	15,751	969	
(1) 事業総務費		16,720	15,751	969	
	1. レストラン管理費	16,720	15,751	969	
	(1) 給料	2,044	2,044	0	嘱託職員給料
	(2) 職員手当等	1,130	907	223	職員手当等
	(3) 臨時雇賃金	2,121	2,121	0	パート、アルバイト、臨時賃金
	(4) 福利厚生費	840	797	43	法定福利費
	(5) 旅費交通費	5	5	0	旅費交通費
	(6) 通信運搬費	5	5	0	切手代、電話代
	(7) 什器備品費	1	1	0	存置科目
	(8) 消耗品費	664	664	0	レストラン関係等消耗品等
	(9) 商品費	513	513	0	木炭、着火剤、お菓子類等
	(10) 修繕費	50	50	0	厨房機器等修理費
	(11) 材料費	6,686	6,527	159	食材費、酒類
	(12) 印刷製本費	52	52	0	レストランメニューチラシ等印刷費
	(13) 燃料費	78	78	0	車両用燃料
	(14) 光熱水料費	346	346	0	ガス代
	(15) 賃借料	1,358	719	639	プレハブ冷凍庫借上料等
	(16) 保険料	40	40	0	車両任意保険料等
	(17) 使用料及び手数料	10	10	0	諸証明発行手数料
	(18) 租税公課	407	407	0	消費税、法人税、自動車税等
	(19) 負担金補助及び交付金	8	8	0	職員互助会活動補助等
	(20) 委託費	103	198	△ 95	各種施設保守点検委託費等
	(21) 退職給付金	1	1	0	存置科目
	(22) 諸費	65	65	0	諸費
	(23) 寄付金支出	193	193	0	寄付金支出

款・項	目・節	本年度 千円	前年度 千円	比 較 千円	説 明
2. 固定資産取得支出		1	1	0	
(1) 固定資産取得支出		1	1	0	
	1. 固定資産取得支出	1	1	0	
	(1) 固定資産取得支出	1	1	0	存置科目
3. 繰出金		1,577	1,633	△ 56	
(1) 繰出金		1,577	1,633	△ 56	
	1. 一般会計繰出金	1,577	1,633	△ 56	
	(1) 公益事業繰出金	1,577	1,633	△ 56	公益事業繰出金
4. 予備費		322	834	△ 512	
(1) 予備費		322	834	△ 512	
	1. 予備費	322	834	△ 512	
	(1) 予備費	322	834	△ 512	予備費
	支 出 合 計	18,620	18,219	401	

平成29年度一般財団法人筑豊勤労者福祉協会の決算

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、平成29年度一般財団法人筑豊勤労者福祉協会の決算を別紙のとおり報告する。

平成30年6月15日提出

飯塚市長 片 峯 誠

平成30年度一般財団法人筑豊勤労者福祉協会の事業計画及び予算

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、平成30年度一般財団法人筑豊勤労者福祉協会の事業計画及び予算を次のとおり報告する。

平成30年6月15日提出

飯塚市長 片 峯 誠

基本方針

今年度は、平成 28 年度に更新をした指定管理の 3 年目となります。

当施設をご利用していただくお客様へ引続き安心してご利用していただけるようにサービス向上、おもてなしの充実に努めてまいります。

昨年 4 月に 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技別強化拠点施設（車いすテニス）として、スポーツ庁から指定を受けており、今年度も日本車いすテニス協会と連携を図りながら選手の強化合宿や強化練習に取り組んでまいります。また、この事業に伴い年間を通して第 2 研修室をトレーニング室として利用するなど、施設の有効活用を図ってまいります。

5 月の飯塚国際車いすテニス大会と併せ、飯塚市の知名度の向上と車いすテニス競技の普及発展に寄与してまいります。

その他、インターネットのホームページを利用した施設の紹介や新聞広告の掲載、宴会チラシの新聞折込み拡大とともに、地域の企業や公共施設等への営業活動の強化を図るなど、多くの方に利用していただけるよう努めてまいります。また、光熱水費等の経費節減にも努め、収支のバランスのとれた経営を行ってまいります。

（重点項目）

1. 運営方針

① 宿泊・研修・合宿関係

- ・天然温泉と美味しい料理を提供し、利用者が快適に過ごせる宿泊施設として、リピーターの確保と新規顧客の開拓を行います。
- ・地域の教育や教養の向上及び福祉や体育の振興のため、利用しやすい料金体系により研修施設を貸し出します。
- ・研修や合宿の安価なプランを提供することにより、幅広く多くの人の宿泊と研修施設の利用促進を図ります。

- 地域の企業等に対し施設紹介の活動
- 大学・高校・中学及び企業や団体等に研修・合宿の案内
- 宿泊施設の衛生管理を徹底し、清潔な環境とくつろぎの空間の提供

② 宴会関係

- ・おいしい料理とおもてなしの心により、十二分に満足されるよう心がけ、繰り返し利用していただけるように努めます。

・お客様のニーズを分析し、満足していただける宴会プランを開発し提供します。

- 安心・安全な食材を使用したおいしい料理の提供
- 地元食材を用いた料理の提供
- 安価で利用しやすい宴会プラン等の提供
- 四季折々の季節料理の開発と提供

③ レストラン関係

- ・2ヶ月毎に季節に合った御膳を新聞広告に掲載、また旧伊藤伝右衛門邸・コスモスコモン・公民館等の公共施設にチラシを継続的に配布します。
- ・気軽に利用できる安価なメニューを提供します。
- ・筑豊緑地公園に隣接する立地条件を活かし、来園のレジャー客や大会（野球・サッカー・テニスなど）等の関係者が利用していただけるよう掲示板の設置を行います。

④ 日帰り入浴

日帰り入浴客に天然温泉（神経痛・疲労回復等の効能）で、日頃の疲れを癒してもらえるように日々の清掃と衛生管理を徹底し、利用客に喜んでいただけるよう努めてまいります。

⑤ テニスコート関係

当施設のテニスコートは、飯塚国際車いすテニス大会のメイン会場をはじめ、筑豊地域はもとより遠方の地域より色々な大会の開催やテニス合宿、一般利用など多くの人に利用されています。また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの車いすテニス競技強化施設としてスポーツ庁から指定を受け、トップアスリートがメダルを目指せる練習環境を提供します。併せて障がいをもった子どもたちの車いすテニス教室も開催され、車いすテニスの振興に寄与します。

障がい者の利用及びスポーツ合宿（10名以上）においては料金の補助（コート及び照明使用料の半額措置）を継続します。

⑥ 宣伝広告

庄内温泉筑豊ハイツの知名度を上げるため、毎月、「市報いづか」への掲載やチラシの配布、メディア（新聞・インターネット等）の活用により、積極的に情報発信を行ってまいります。

2、経費節減

効率的で健全な運営を行うため、必要のない経費は除き、経費の節減に努めます。

- 物品等を適正な価格で仕入れるため競争入札等を実施
- 光熱水費等経費の徹底した節減
- 利用客数に応じた適正なパート・アルバイトの配置による人件費の節減
- 効率的なマイクロバスの運用を図り、民間マイクロバス賃借料の節減

3、施設の管理

利用客に安全で満足していただける施設を提供するために、建物及び機器類の適正管理を行い、常に安全で清掃の行き届いた良好な環境の提供に努めます。

- 建物については、施設の老朽化を最小限に食い止めるため、適切な保全と定期的な清掃を実施
- 機器類については、定期的なメンテナンスを実施

4、職員の接遇及びコスト意識の向上

利用客に満足していただけるよう、あいさつ、言葉使いに気をつけ、適切なお客様対応など、職員の接遇を徹底します。また、健全な経営を行うため職員のコスト意識の向上を図ります。

5、食の安全・安心

利用客に安全で安心してお召し上がりいただけるように、食中毒やノロウイルス等の感染等について日頃から注意を払い、衛生管理に努めます。

6、その他

飯塚国際車いすテニス大会のメイン会場として大会の運営に協力します。また、ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点活用事業として、市内中学生と車いすテニス選手との交流を進めるなど、地域貢献に取り組みます。

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	1000	125	875	
基本財産受取利息	1000	125	875	
事業収益				
会場使用料収入	9,301,000	5,852,000	3,449,000	
宿泊料収入	29,960,000	29,960,000	0	
宿泊料収入	29,900,000	29,900,000	0	
宿泊超過料収入	60,000	60,000	0	
飲食料収入	105,879,000	106,581,000	△ 702,000	
料理収入	90,912,000	91,512,000	△ 600,000	
飲料収入	14,967,000	15,069,000	△ 102,000	
奉仕料収入	13,562,000	13,648,000	△ 86,000	
付帯設備収入	6,622,000	6,782,000	△ 160,000	
売店収入	380,000	420,000	△ 40,000	
諸式手数料収入	400,000	500,000	△ 100,000	
器具使用料収入	1,052,000	1,052,000	0	
テニスコート使用料収入	3,954,000	3,954,000	0	
自販機設置手数料収入	56,000	56,000	0	
冷暖房使用料収入	700,000	700,000	0	
ロッカー使用料収入	80,000	100,000	△ 20,000	
入浴料収入	5,500,000	5,731,000	△ 231,000	
事業収益計	170,824,000	168,554,000	2,270,000	
強化拠点施設活用事業収益				
強化拠点施設活用事業委託料収入	14,787,000	14,808,000	△ 21,000	
雑収益				
預金利子収入	1,000	1,000	0	
雑収入	200,000	200,000	0	
雑収益計	201,000	201,000	0	
経常収益計	185,813,000	183,563,125	2,249,875	
(2) 経常費用				
事業費				
事業原価	(38,109,000)	(38,490,000)	(△ 381,000)	
飲食物材料費	38,109,000	38,490,000	△ 381,000	
料理材料費	31,836,000	32,096,000	△ 260,000	
飲物食料費	5,906,000	6,027,000	△ 121,000	
売店材料費	367,000	367,000	0	
人件費	(75,196,000)	(72,666,000)	(2,530,000)	
給料手当	33,290,000	33,290,000	0	
労務費	33,540,000	32,500,000	1,040,000	
退職給付費用	2,184,000	780,000	1,404,000	
中退金	308,000	308,000	0	
福利厚生費	5,874,000	5,788,000	86,000	
その他事業費	(50,666,000)	(50,400,000)	(266,000)	
通信運搬費	451,000	443,000	8,000	
減価償却費	110,000	110,000	0	
消耗什器備品費	100,000	100,000	0	
消耗品費	7,893,000	7,753,000	140,000	
修繕費	2,522,000	2,500,000	22,000	
印刷製本費	200,000	200,000	0	
燃料費	7,669,000	7,543,000	126,000	
重油代	5,829,000	5,715,000	114,000	
ガス代	1,490,000	1,478,000	12,000	
軽油等	350,000	350,000	0	
光熱水料費	17,070,000	17,070,000	0	

(単位 円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備考
電気代	12,870,000	12,870,000	0	
水道代	4,200,000	4,200,000	0	
賃借料	3,055,000	3,235,000	△ 180,000	
保険料	400,000	400,000	0	
租税公課	392,000	392,000	0	
負担金補助及び負担金	10,000	10,000	0	
支払助成金	100,000	100,000	0	
委託費	6,833,000	6,833,000	0	
宣伝広告費	800,000	800,000	0	
営繕造園費	50,000	50,000	0	
雑費	3,011,000	2,861,000	150,000	
事業費計	163,971,000	161,556,000	2,415,000	
管理費			0	
給料手当	1,006,000	1,006,000	0	
退職給付費用	55,000	20,000	35,000	
福利厚生費	156,000	153,000	3,000	
中退金	4,000	4,000	0	
会議費	100,000	100,000	0	
旅費交通費	60,000	60,000	0	
通信運搬費	112,000	120,000	△ 8,000	
減価償却費	9,000	9,000	0	
消耗品費	202,000	240,000	△ 38,000	
修繕費	78,000	100,000	△ 22,000	
印刷製本費	50,000	50,000	0	
燃料費	115,000	135,000	△ 20,000	
光熱水料費	466,000	466,000	0	
賃借料	240,000	240,000	0	
保険料	350,000	350,000	0	
諸謝金	10,000	10,000	0	
租税公課	58,000	58,000	0	
委託料	510,000	510,000	0	
諸会費	310,000	310,000	0	
支払利息	1,000	1,000	0	
雑費	80,000	80,000	0	
管理費計	3,972,000	14,888,000	△ 10,916,000	
強化拠点施設活用事業費	14,787,000	14,808,000	△ 21,000	
経常費用計	182,730,000	180,386,000	2,344,000	
当期経常増減額	3,083,000	3,177,125	△ 94,125	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益	0	0	0	
(2) 経常外費用	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	3,083,000	3,177,125	△ 94,125	
一般正味財産期末残高	3,083,000	3,177,125	△ 94,125	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	0	
III 基金増減の部				
当期基金増減額	0	0	0	
IV 正味財産期末残高	3,083,000	3,177,125	△ 94,125	

本ページ以降はSideBooks上で
データを縦に表示するための
調整用空白ページとなります。

